

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（12名）

委員 長	関 戸 繁 樹	副 委 員 長	遠 藤 隆 志
委 員	谷 上 昇	委 員	小 野 林 治 三 夫
委 員	坂 本 健 治	委 員	原 重 樹
委 員	森 久 往	委 員	ス ペ ル ・ デ ル フ ィ ン
委 員	阿 部 博	委 員	井 阪 雄 大
委 員	吉 川 茂 樹	委 員	北 川 美 穂

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	山 本 秀 明	副 議 長	浜 田 千 秋
-----	---------	-------	---------

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	森 吉 豊
副 市 長	並 木 敏 昭
教 育 長	大 槻 亮 志
危 機 管 理 部 長	堀 勇 樹
市 長 公 室 長	前 田 正 和
総 務 部 長	土 本 修 一
市 民 生 活 部 長	立 花 達 也
都 市 デ ザ イ ン 部 長	林 田 勝 巳
会 計 管 理 者	田 中 靖 晃
行 政 委 員 会 総 合 事 務 局 長	森 博 紀
教 育 次 長 兼 生 涯 学 習 部 長	辻 公 伸

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	井 阪 弘 樹	総務課長	上 岡 繁
総務課長補佐	大 西 摩起子	総務課議事調査係総括主査	西 垣 聡
総務課議事調査係主事	香 山 幸 輝		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○関戸繁樹委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、委員長に不肖、私、関戸が、また、副委員長に遠藤委員が選任されました。委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、委員皆様には御協力賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより予算審査特別委員会を開催いたします。



◎市長挨拶

○関戸繁樹委員長 ここで、市長の挨拶を願います。

市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

予算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先ほど御挨拶を賜りました関戸委員長並びに遠藤副委員長をはじめ、委員皆様方には御出席をいただき、また、山本議長、浜田副議長には御臨席をいただいておりますことを心から厚くお礼申し上げます。

委員の皆様には、さきに御提案申し上げ、本委員会に御付託いただきました令和8年度和泉市一般会計予算及び4特別会計予算、4企業会計予算とこれに関連いたします諸議案の御審査をお願いいたします。何とぞ慎重な御審査の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○関戸繁樹委員長 市長の挨拶が終わりました。



【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

◎委員会審査

○関戸繁樹委員長 それでは、これより議事に入ります。

本委員会の案件は、お手元に御配付いたしておりますとおり、過日の本会議において付託されました令和8年度各会計予算議案9件並びに予算関連議案7件を御審査願います。

なお、本各件の提案説明は、上程された際に終わっておりますので、これを省略いたします。

ここで、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べてから答弁を願います。また、答弁につきましては、特に各委員より経過説明を求める意見、発言等がない場合、経過を省略し、質問の内容をよく理解の上、端的に答弁いただきますよう切にお願いいたします。

あわせて、委員の皆様には、質疑の際、初めに全ての質問項目、ページ数を述べられた後、順次質疑いただきますようお願いいたします。

なお、審査方法につきましては、お手元の議事日程表のとおり、議案第3号から第18号までの各会計予算並びに予算関連議案の質疑を先に行い、最後一括して討論、採決といった方法になりますので、よろしくお願いいたします。



◎議案第3号 令和8年度和泉市一般会計予算及び関連議案6件

○関戸繁樹委員長 議事第1、議案第3号 令和8年度和泉市一般会計予算並びに議案第12号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号 和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号 和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号 和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例制定について、議案第17号 和泉市環境未来共創金条例制定についての関連議案6件を議題といたします。

なお、本日は、一般会計予算の歳出のうち、第1款議会費、第2款総務費並びに議案第12号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号 和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

14号 和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査を願います。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

何点か伺いますけど、多いんで、ちょっと端的によろしく願いをいたします。

まず最初に議会費で、これは議案第13号、第14号に関わりますけど、報酬の値上げの問題について、それから総務費で88ページの新職員数について、それから99ページの人権啓発問題、それから100ページの人権文化センター問題で幾つか、105ページの電子入札の件、それから105ページの公共施設マネジメントの件、それから109ページの企業版ふるさと納税、それから111ページの基幹系システムの件です。次に、もう自転車のほうは結構です。133ページのマイナンバーの件、以上です。

では最初に議会費のほうで、議案第13号、第14号ということになりますけども、議員報酬等々が値上げといたしますか、そういうふうになるんですけども、もう質問は簡単です。長いこと議員してますけど、こういうのは久しぶりだなと思ってますんで、何年ぶりですかと、そういうことをちょっと明確にしておいてください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

本市の特別職給料、議員報酬は、平成9年に特別職報酬等審議会で審議の上、増額改定を行ってからは改定しておらず、29年ぶりの改定になります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 29年ぶりということで、もうそんなにたつのかという話なんですけども、ここからはもう答弁は結構ですので、約30年近くということになるんですけども、今回、審議会にかけて上がってきているということもありますけども、調べてもらいましたら国保料金だけでも当時42万円ぐらいやったんやね。それが、令和8年度は後からまたやりますけど、112万円になって、70万円上がっているということに、この国保料金だけでもそういうことになりますし、当時は介護保険料もなかったということにもなるかというふうに思いますの

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

で、考えてみたら我々の歳費そのものも相当ということにはなるというふうには思っております。これはもうそういうことで置いておきます。

次に、総務費の職員数の問題なんですけども、まず、ここで聞きましたけども、全体の話として職員数の話を聞きますので、よろしく願いをいたします。

まず、この職員数の推移について聞きたいんですけども、これは令和8年度でどうなったかというのが一番いいんですけども、4月からですから実際にはありませんけども、令和6年度、7年度ということになると思いますけども、ちょっと全体の推移について教えてください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

令和6年度は正職員が1,096人、任期付職員が27人、再任用職員が52人、会計年度任用職員が739人で、合計1,914人でした。それに対して令和7年度は正職員が1,112人、任期付職員が39人、再任用職員が54人、会計年度任用職員が768人で、合計1,973人で、令和6年度と比べ正職員が16人、任期付職員が12人、再任用職員が2人、会計年度任用職員が29人の増加、合計としては59人増加しています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 増加してますよということをずっと言い続けて、このあたりが増加してるということは分かるんですけども、いわゆる府内平均からしたらどうでしょうかというような話をいつも聞いてるんですけども、これは人口規模当たりの職員数ということになるんだと思いますけども、その点ではどうでしょうか。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

本市の普通会計一般行政部門の職員数は、令和7年度が人口1,000人当たり4.1人で、令和7年度の大阪府内の政令指定都市を除く市平均が4.5人であり、大阪府内の順位で言いますと、府内31市のうち4番目に職員数が少ない市になります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 これはいつも言ってるあれなんで、ようやく増に転じてきてることは分かり

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ますけど、平均からしたら、これは多分1,000人当たりの平均だと思いますが、4.5人なのが和泉市は4.1人ということになります。

それで、今後増やしていくのは分かるというか、増えていってるんですけども、どうしていこうとしているのか、私からすると、いつも言うてますように、せめて府内平均の数まで早く上げやというのはあるんですけども、どうしていこうとしているのか、その考えだけお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

事務職、技術職などの一般行政職、保育士、消防職員ともに一定増員する方向で募集人数を決定しております。今後は社会情勢に応じて適正かつ円滑に行政運営ができる職員数を確保したいと考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 適正かつ円滑に行政運営ができるようにといつも言ってますけど、これは便利な言葉で、どっちでも取れるということになるんですけども、実際、平均よりかなり低いという状況がありますので、一日もというのか、もう早いことこういうのは平均までということに改めて申し上げておきたいと思います。

さらに、この間のいわゆる新職員の採用数の話なんですけれども、まず、来年度というか今年度というか、結構なんですけど、内定者をしますよね。いつ、あんた試験に受かりましたと言うて内定者をしますんですけども、それと実際の職員数というのはかなり距離があるんだろうというふうに聞いておるんですけども、その点ではいかがでしょうか。

○関戸繁樹委員長 人事課長 。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

令和7年度の春に実施した採用試験では、当初に最終合格となった42人のうち11人が辞退となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということですよ。ほんで、何でこんなこと言うかといったら、ほかの自治体よりも早く採用試験してやるんですけども、たくさん集まりましたと言うて、前は何か成果的な話をしておったんですけども、これっていわゆる受験で言えば滑り止めになってま

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

せんかという話なんだよ。別に和泉市に合格したからいうて堺市を受けたらあかんということはないんですよ。もちろん民間との兼ね合いもありますよね、簡単に言えば。だから、もう端的にはかと一緒にような時期に戻したほうがいいん違いますのというのがはっきり言うて私の意見なんです、その点ではどうでしょうか。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

内定辞退者数を減らすため、本市の3次試験と他の自治体の2次試験の試験日を同日に設定するなどの対策を講じており、委員御指摘のように他自治体と同じ日程で募集することは考えておりません。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということなんですけども、ただ本市の3次試験、2次試験を同日にしていくからということでは言われてますけど、全部が全部一緒じゃないですよ、時期的にはともかくとして。じゃ、この日に堺市が1次試験ですけどやろうかというときに、しかしみんな堺市と一緒にやってるわけじゃないんで、全部と合わすということは不可能ということになると思いますので、その辺はちょっとこの在り方自身は私は考えていくべきだろうというふうに思います。

というのは、優秀な人材をという意味では、これは逆に言うと、1回和泉市で受かった人がほかへ逃げていくということは、それだけ優秀な人材を逃してるということにもなりますので、その辺はちょっと考え直す必要があるんじゃないかということは申し上げておきたいと思います。

次にいきます。

次、99ページの大阪府人権啓発・人材養成事業分担金のちょっと内容について教えてください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

人権・男女参画担当課長。

○樋上征史総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の樋上です。

大阪府人権啓発・人材養成事業分担金は、大阪府人権尊重の社会づくり条例に基づき、大阪府と市町村が共同で人権啓発・人材養成事業を実施するための分担金です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

主な事業内容は、人権教育や啓発、相談業務に携わるために必要な知識やスキルを習得するための講座の開催、人権課題に関する動向や講座などの情報の収集、情報提供などです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 これはいつもいろいろ言ってますけども、分担金ということで大阪府のほうに納めてる分だというふうに思いますけれども、大阪府のほうの事業の在り方によりますけど、このお金が逆に和泉市の何かの事業の補助金になってとか、そういうことはあるのかどうか、その点はどうでしょうか。

○関戸繁樹委員長 人権・男女参画担当課長。

○樋上征史総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の樋上です。

仕組みとしまして、府のほうにプールされたお金が市のほうにバックされる仕組みにはなっておりません。当該分担金に係る事業として実施されている人材育成事業について、毎年本市の職員が受講することで、人権教育啓発に従事する際に必要となる知識やスキルを習得しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 これはいわゆるそういうものではなくて、府が主催するものに市の職員が行くと、参加するというので取りあえず聞いておきますね、その辺は。

次に、100ページの人権文化センターの問題なんですけれども、この人権文化センターは、もう端的に聞きますけど、いつまでここはやるといいますか、使うということが予定なんですか。

○関戸繁樹委員長 答弁。

人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

人権文化センターにつきましては、（仮称）多世代交流拠点施設が供用開始される令和14年度まで事業を継続してまいります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 それで令和14年度まで、今の予定ですけど、ということなんですけども、こ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の多世代交流拠点施設、令和15年度からということに、今から言えばなるんでしょうけども、もう簡単な話です。これはどういうふうに運営するのか。直で運営するのか、市直という意味ですけども、それとも民間に委託するのかということですが、その辺はどうでしょうか。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

(仮称)多世代交流拠点施設の運営につきましては、効率的かつ効果的な管理をめざして検討を行っており、現時点での手法は未定です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 セヤから先ほどもちょっと言いましたけど、効率的かつ効果的な管理をめざしてと言うてますけど、さっきの話じゃないですけども、便利な言葉で、じゃ、どっちやねんといったらどっちにもつかへんと、そういう話で決まってないということになるんですけども、じゃ、ちょっと人権文化センターの中身の点で聞いておきます。

101ページのところになりますけど、人権啓発研修委託料というのがありますけど、ちょっとその内容について教えてください。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

人権啓発研修委託料の内容につきましては、子どもの人権問題、高齢者・障がい者の人権問題、女性・性的マイノリティーの人権問題、外国人の人権問題の4つの課題に関する研修やイベントなどの企画運営に加え、人権資料室を活用した講座や企画展の開催などを行うことで、市民が人権課題について深く知る機会を提供しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 名前で啓発でやっちゃったんであれですけども、そういうことですよ。

これは和泉市でやってる事業。先ほどの大阪府の分担金のほうの話からしても、その中身はどこか別として、そういうことで分担金払ってみたいなことになってると、それは事実確認だけに取りあえずしておきますけどね。

もう一つ、総合生活相談委託料、これについてはどうでしょうか。

○関戸繁樹委員長 答弁。

人権文化センター所長。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

総合生活相談委託料の内容につきましては、市民の生活上の相談及び人権に関わる相談に対して助言を行っているものでございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 これはちょっと打合せのときも申し上げましたけど、助言を行ってるとどういふこっちゃと、助言って何よと。言葉の捉え方もありますからもう再度はしませんけども。

ただ、ほかからも多少出てると思いますけども、ほかでもやってるわけですよね、一般的に言えば。内容はいろいろでしょうけども、何でここで、わざわざ人権文化センターでやらなあかんのやということだというふうには思いますので、みんな一緒ですよ、一般ですよといったら一般と一緒にしとけばいいだけの話であって、わざわざ突出してここでやる必要のないものだろうというふうには思います。もうそれはそれで結構です。

次に、電子入札のことについてなんですけども、まず電子入札の実績ということがありますので、電子入札の実績について教えてください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

契約検査室長。

○阿形芳則総務部契約検査室長兼検査担当課長 契約検査室長の阿形です。

このシステムは入札をインターネットを利用して電子的に実施するもので、令和6年度の実績につきましては、工事入札では115件、コンサルティング業務等では57件で、合計172件となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 始めたところということもありますので、そういうことだというふうに、ほぼほぼこの電子入札でやってるといふことなんですけれども。

1つ教えてほしいのが、105ページのところ電子入札システム改修委託料というのがあるんですよね。この内容についてちょっと教えてくださいか。

○関戸繁樹委員長 契約検査室長。

○阿形芳則総務部契約検査室長兼検査担当課長 契約検査室長の阿形です。

米国のオラクル社が提供するデータベースを管理するミドルウェアであるWeblogic

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

Serverがバージョンアップされます。電子入札システムのコアシステムもこれに伴いバージョンアップを対応することとなっておりますため、本市が利用している日立のシステムの提供する電子入札システムにおいてもバージョンアップ対応を行うものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 こういうものになかなか疎いのでよく分らないですけども、バージョンアップが元のほうがされてということなんですけども。

これ、全く言うてる意味が違うんかも分かりませんが、例えば我々でもウインドウズ10とか11とかアップされてきますやん。簡単に言うたらそういうことかいなという気もしますが、これを改修したことによって、何かシステムで効果ありますというような具体的なものがあるのかどうかだけ教えてください。

○関戸繁樹委員長 契約検査室長。

○阿形芳則総務部契約検査室長兼検査担当課長 契約検査室長の阿形です。

本システムのバージョンアップにより、特に大きなメニューの変更はありませんが、令和8年12月に本システムのサポート期間が終了するため、継続的に安心・安全に利用するためにはバージョンアップが必要となるものです。

なお、本システムにつきましては、大阪府内23団体で共同調達を行っておるものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということですよ。特段使ってるといいますか、意味ではそうそうここが変わりましたというものにはならないと。

ただ、何で質問したかといいますと、今後含めて、後でやりますけども、基幹的なやつもいろいろ言われてやっていますけども、こういうふうに、これ最初アメリカのと言いましたけど、米国のオラクル社が提供すると言っていましたけど、元のほうが変えましたといいますか、バージョンアップしましたといったら変えなあかんということになるね。だから、ウインドウズでもそうですけども、例えばウインドウズ7はもう対応しませんとか修理しませんとかやられますから、やっぱりそういうものにも、これは別に個人のものとは違いますから、言われたらやらなきゃあないと、簡単に言うたら。

ということになりますので、こういうことの改正というのも今後いろんな形で出てくるんじゃないかという懸念もあって、そしてお金も要るということを含めてということで質問も

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

させていただきましたけども、こういう電子的なものを使う以上、そういうものにやられないという、そういうことにもなってるんじゃないかというふうには思いますので、これはもう指摘だけにしておきます。

じゃ、次に公共施設マネジメント推進事業ということなんですが、まずメンバーについて教えていただけますか、この審議会ですかね。

○関戸繁樹委員長 答弁。

政策・資産マネジメント担当課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

公共施設マネジメント推進審議会の構成員については、前回の計画改定時と同様に、学識経験者4名、関係団体の代表者2名、公募市民2名の合計8名を予定しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 構成員は、審議会というのは令和8年度の予算でこれからやる話ですので、新委員も新たに選ぶということになるんでしょうけども、同じような構成でということで8名選ぶということなんですが、なぜ市職員が入ってないのか、ちょっとその点だけ先にお答えください。

○関戸繁樹委員長 政策・資産マネジメント担当課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

公共施設のマネジメントにつきましては、将来のまちづくりに大きな影響を与えるものでもありますので、市外部の専門家や市民の幅広い意見を得ることを目的とし、市職員を含めない予定にしております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 大きな影響を与えると、当然そうですね。だからそれは市職員も含めない、逆ちゃうかなという気が物すごく今の答弁から思うんですけども。

例えば、もう意見で言いますけど、これは先ほどの答弁では広く市民といいますか、外の声を聞くといいですか、意見を得るといふ目的の審議会やというふうに言われております。ただ一方で、この改定の計画というのは1,200万円ほど出てますけども、していくわけなん

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ですけれども、実際にはこの審議会そのものというのは意見を聞く場合やというてますから、それはそういうふう聞いておきます。

ただ、前に例えばリサイクルプラザの話がありましたけど、いろんところからこんな潰さんといてみたいな話が出てたにもかかわらず、いや、もう決まったことですねんと、ここは決まっていますねんということで、リサイクルプラザのときはそうなって結局廃止されるということになったんですよ。

だから、何が言いたいかといいますと、結局基本を決めるところなんですよ、これ。簡単に言えば、この中で公共施設の。決めるところじゃない、意見を聞くところだというふうに私は今の答弁で理解はしますけども、その辺では市が決めていくということになるとは思うんですけどもね。その辺ではほんまに慎重に、かなり、ほんで一旦決めたからもうどうにも動かんというふうにしないようにしておいてほしいと言いますか、その辺は、例えば今で言えばいわゆる30%公共施設を縮減する、カットするというやつで大本できてると思いますが、十何%しか実際にはできてないということにはなると思うんですけど、だからあとの残りどうすんやというような話やらを含めての話には当然なってくると思うんですけども、ただ単に、ほんまに安易にこここうやみたいな話には、簡単に決めるなということ。ほんで決めた後の対応についても、そこで決まっているからどうこうということにしないでほしいということです。でないと、今回のこの公共施設マネジメント推進事業というのは、先ほどのメンバー等々もありましたけども、その辺では意見を聞く場やと、広く、というふうにだけは解釈をしますので、あとは市がきちっとしたものをということにはなると思いますが、その辺は心して決める方向性も、あるいはまた今後の何か起こったときには対応できるようにといますか、変更できるようにもしておいてほしいということです。

じゃ、次いきます。

次は企業版ふるさと納税の話なんですけども、ちょっと先に、今回1,650万円の見込額が出てるんですけれども、この企業版の計算方法を先に教えてください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

政策・資産マネジメント担当課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

企業版ふるさと納税につきましては、市外企業が対象となることから、本市との関係性が乏しい企業へのアプローチを目的に、寄附金額獲得に応じて20%を支払う成功報酬型の契約

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

を予定しており、歳入見込額7,500万円に20%及び消費税を乗じて1,650万円と積算しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 そういうことなんですけれども、成功報酬で20%出すということですよ。そこに消費税ですから1.1掛けたと、そういう単純な計算でということを出てると。計算は単純で出るのが一番いいんですけども。

次に、今といたしますか、令和7年度も実施してると思うんで、この令和7年度のちょっと実績的なところが分かればお願いをいたします。

○関戸繁樹委員長 政策・資産マネジメント担当課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

令和7年度の実績につきましては、2月末時点で給付件数21件、寄附額4,900万円となり、そのうち委託事業者を通じた寄附は12件、160万円、委託料の支出は31万9,000円となります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということですよ。全部が全部委託事業者を通じたものにならん、つまり20%云々というておりましたけども、それをしたものがないと。21件あって12件やということでは、それで今の時代で言えば160万円やということなんですけれども、それが1,650万円来年度は予算化してると、こういうことになるんですけども、相当不用額が出るんちゃいますか、今の実績というか、令和7年度やったときの状況からしまして。その辺ではどう考えておられるのか、よろしく。質問。

○関戸繁樹委員長 答弁。

政策・資産マネジメント担当課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

この委託事業につきましては、令和7年度から開始したばかりでありますので、委託事業者を通さない寄附金、委託事業者を通した寄附金がそれぞれどれだけ集まるかを積算するのが難しいところではございます。

つきましては、委託事業者の有無にかかわらずに、給付金の目標額である7,500万円を歳

入の見込額とし、その全額が委託事業者を通した寄附となることを想定して歳出予算を積算したものととなります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 予測が難しかったから、とにかく7,500万円の全額がということで、そこから計算がされてるということでは分かりました。

予算なんで別にそれでどうこうということは言いませんけども、実際上足らなくなるといえますか、それよりはいいということにはなるんで、これはただ実績からしたら相当あれなんだらうなということですよ。それと20%と言うてますけども、ほんまにこれでいいのかどうか。物すごく、これは企業版ですからあれですけども、いいんですけども、パーセントであんたのところ幾ら、例えば100万円の寄附をあれしてくれたから20万円渡しましょうと、ちょっと消費税抜きましたが、こうなるわけですよ。

だから、これによってぎょうさん寄附額が増えればいいということにはなるでしょうけども、私は市からしたらそれでいいのかどうかというのは、これは今後、周りの市のこともあるでしょうから、いろいろ競争もしていかなあかんという面もあるでしょうから、その辺はあるにしても、ちょっと成功報酬的なこういうやり方というのは、ある意味私はあまり好まないといえますか、すべきではないというふうには思います。ただ、予算上のあれでどうこうというつもりはありませんので、その辺は聞いてはおきたいというふうに思います。

次に、基幹系システム利用料の111ページのこれなんですけど、この基幹系システム利用料について、まず全部終わったのかどうかですね。20種目といえますか、そんなことがいろいろ言われましたけど、その辺では今どうなってるんでしょうかということですよ。

○関戸繁樹委員長 答弁。

I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

本市における標準化対象20業務の対応状況については、事業者と再調整等を行った結果、現時点において15業務にて対応が完了しております。残りの業務については、今年23日に対応予定のものが3業務であり、令和8年度以降に対応予定のものは介護保険と保育の2業務となっています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○原 重樹委員 そういうことで、簡単に言えば令和8年度の対応が3業種あって、これが終われば18業務ということになるんですけども、今はそういうことで、次に運用経費の問題なんですけど、ちょっと運用経費の総額と標準化前との増減というのは分かるでしょうか。

○関戸繁樹委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

令和8年11月から対応予定の介護保険業務も含め、19業務にて標準化の前と後の総額を説明いたします。

システム及びガバメントクラウド利用に係る令和8年度運用経費総額については約2億9,000万円であり、標準化前の約1億1,600万円と比較し、約2.5倍となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 そういうことで2.5倍になってるということなんですけれども、前々から簡単に言えば標準化で構築する場合はお金が国のほうから出てくるんだけど、この運用の経費についてはなかなかそうはなっていないということだったというふうに記憶はしてるんですけども、この運用の経費について国からの補助というのはあるのかなのか、お願いをいたします。

○関戸繁樹委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

運用経費に対する補助については、標準化やガバメントクラウドへの移行に伴う一時的な増加経費に対する支援として地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金が創設されたほか、人件費や物価等の要因による増加分などについては普通交付税にて措置される予定です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 これは大きな市からもいろんな意見が出ながら、多少変わってきてるというふうに思いますけども、これは相変わらずいろんな方法はあるにしても負担が大きいということでは聞いておきたいというふうには思います。それはもうそういうふうにしておきます。次に最後ですけども、マイナンバーの件なんです。

まず改めて、マイナンバーに関わる事務とかあるいは人件費とかそういうものがあるんですけども、これは今までからすると全部国費で賄われてるというふうに思いますけども、

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

令和8年度も含めましてそういうことでいいのかどうか、国の補助金対象となっているかどうか、その辺だけ教えてください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

市民担当課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバー事務、会計年度任用職員の報酬、職員手当等の人件費及びマイナンバーカード交付事務等支援に係る委託料については、全額が国のマイナンバーカード交付事業事務費補助金の対象となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということですね。補助金の対象になってるということなんですが、じゃ、ちょっと質問を変えますけども、このマイナンバーカードの保有について先に答弁を願いたいんですが、保有者数並びに率、どの程度になってるのか教えてください。

○関戸繁樹委員長 市民担当課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカードの保有者数は、令和8年1月末現在では14万6,615人、保有率は80.9%です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

マイナンバーカードで80.9%ということなんですけれども、じゃ、最近役所に入ってくると、最初のところがマイナンバーカードやいろいろやってるところで人が多いなというふうに物すごく思ったりいろいろするんですけども、マイナンバーカードに関してどのような問合せや相談があるのか、分かれば教えてください。

○関戸繁樹委員長 市民担当課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカードの申請、交付について、受付日時や予約の要否などといった定型的な問合せのほか、マイナンバーカードと一体化した運転免許証や健康保険証の問合せも増えています。件数につきましては、1日当たり50件程度です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 1日当たり50件程度あるというんですけれども、この相談というのは市職員で対応してるのか、受けてるのかというか、そういう意味なんですけど、その辺はどうでしょうか。

○関戸繁樹委員長 市民担当課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカードの担当職員と委託事業の従事者で対応していますが、それでも対応し切れない日も多く、その他の市民担当職員が応援を行っております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 そうですよ。50件もあつたらそれはそういうことに、ほかからもということにもなるんだろうなというふうには思いますけども。

それでは、このマイナンバーカードそのものの50件近くということなんですけど、先ほども言いましたけど、今、大変多くの市民が来てると思いますけども、相談もそうなんですけども、結局今というのは、ただ最初聞いたマイナンバーカードの取得率からしますと80.9%ですから、そんなに大きく増えてるわけではないだろうなという気もしていますので、結局市民がたくさん来てるといいますか、手続に来庁されてるというふうに思いますけども、主にどのようなもので手続に来ておられるのかということをお聞きします。

○関戸繁樹委員長 市民担当課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

マイナンバーカードは発行日から10回目の誕生日まで、未成年者は5回目の誕生日までの有効期限があります。また、電子証明書も5回目の誕生日までの有効期限があり、令和2年度のマイナポイントの付与当時に取得された多くの方が更新を迎え、マイナンバーカード本体の更新や電子証明書の更新の手続のため来庁されています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 令和2年度のマイナポイント、これは国のほうもつけて、その間にぐっとカードの取得率というのは当然上がったんですけども、ただ、今特に電子証明書等というのは多分5年やと思いますので、その切替え等でも含めてきているということなんだろうというふうに思います。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

よくマイナンバーカードそのものというのは10年に云々ということはあるとは思いますが、ただそれは誕生日月になるから分散されますよみたいな話というのは前から聞いてたんですけども、今の状況を見てますと、ただ単にといいますか、そういう事務員だけでもかなりの人が来てますし、事務員もあるんだろうなということは分かりましたけれども、そこで1つ聞きたいのが、今は国の補助金の対象で全部賄ってるといいますか、やってるといことにはなるんですけど、これはずっと補助金を出してくれるものなのか、国のほうが、その辺はどうなんでしょうか。

○関戸繁樹委員長 市民担当課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

現時点においては、マイナンバーカード交付事業事務費補助金の継続については国からの通知はございません。

以上です。

○関戸繁樹委員長 原委員。

○原 重樹委員 国の制度やということも含めてですけれども、これだけぎょうさん切替えだとかいろんなことでも来るといことは、簡単に言えばずっと来るといことですよ、これから毎年。この年は少ないとか多少あるにしたって、それなりの人が来るといことですね。問合せも当然あるやろうしということになると思いますので、それは国のほうにはないとは言え、自治体としましては今見たら分かるように、別にカードの発行云々だけじゃなくて、切替えて維持していく、その事務だけでも相当数のものになってるといのが今の現状だと思いますので、補助金等々をこれからも市で単独で持たなあかんとかいう話になると、それはまたそれで大変だと思いますので、国のほうにきちっと求めていくことが必要だといこととて意見は申し上げて、私の質問は終わります。

○関戸繁樹委員長 他に質疑の発言はございませんか。

阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。公明党の阿部です。

私から総務費、2点質問させていただきます。

1つ目、予算書113ページ、IT活用推進事業、12委託料、デジタルサービスツール構築委託料について、次に予算書119ページ、交通安全対策事業、18負担金補助及び交付金、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、以上2点質問させていただきます。

それでは初めに、予算書113ページのIT活用推進事業、12委託料、デジタルサービスツ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ール構築委託料93万5,000円が予算計上されておりますが、概要と運用経費を教えてください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

デジタルサービスツール構築委託料については、大阪府市町村総合行政ポータルmy door OSAKAの構築に伴う費用であり、決定通知などのデジタル化と属性に応じた情報配信が可能となるものです。なお、my door OSAKAの運用経費は年間209万円となります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

予算の内容については理解いたしました。

それでは、市では公式LINEやいずまるなどの各アプリもある中、大阪府市町村総合行政ポータルmy door OSAKAでできることや想定している取組事例について教えてください。

○関戸繁樹委員長 I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

my door OSAKAについては、オンライン申請の結果をデジタルで通知することにより、市民にとっては時間や場所を選ばず素早く申請結果の確認ができること、職員にとっては発送に伴う事務負担軽減などが見込まれます。また、市民の関心や興味のある項目を登録することで、個々の属性に応じた情報配信が可能となります。

次に、取組を予定している事例についてですが、子育て関係のライフイベントに関連する業務からの対応を想定しています。

申請から通知までのオンライン化など、各種行政手続においてアナログなプロセスのデジタル化を進めていくことで、市民の利便性向上及び職員の事務効率化を図ってまいります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

取組事例については、子育て関連のライフイベントからオンライン化を進めるということでした。

近隣の堺市など複数の市では保育施設の入所決定通知から始めているともお聞きしており、

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

保護者は早く結果通知を知りたいなど、オンライン化による利便向上も見込まれることから、他市で事例があるものなどは早期の実現をよろしくお願いいたします。

それでは、次にmy door OSAKA利用の推進に関する周知方法について教えてください。

○関戸繁樹委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

周知方法については、広報いずみ、市ホームページ、SNSにて周知を行う予定です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

それでは、ちょっと引き続きまして、自転車のほうへ行かせていただきます。

予算書119ページ、交通安全対策事業の18負担金補助及び交付金に、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について3点伺います。

昨年9月8日から全年齢を対象とした補助事業がスタートし、私ども公明党会派としては大変感謝しているところですが、先般の大綱質疑において私ども会派の大坪議員が最後に意見を述べた内容を踏まえ、質問させていただきます。

2月下旬の申請件数を事務局に確認したところ、速報値で553件とありました。本事業は電子申請のみの受付を採用しているかと思いますが、スマートフォンやパソコンの操作に不慣れな方、特に高齢者の方からは紙による申請があればといった声を聞きます。

そこで、なぜ今回の補助事業では紙による申請を採用しなかったか、その理由についてお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

自治体DXの推進を背景に、本事業では先着順に受け付けていることから、紙による申請を採用しておりません。しかしながら、端末の操作に不慣れな方や所有していない方を想定し、本庁窓口による電子申請のサポート体制を取っております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 分かりました。紙による申請を採用されない理由を伺いました。

では、次に申請件数の年代別割合をお聞かせください。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○関戸繁樹委員長 交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

申請件数553件の年代別割合は、ゼロ歳から14歳が48%、15歳から64歳が29%、65歳以上が23%となっています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

本市の自治体DX推進の背景を踏まえ、電子申請の採用により、いつでもどこでも申請できることや受付時の混乱を避けられるといったメリットがあることは理解しております。

しかし、先ほどの御答弁では、申請者の年代別割合において65歳以上が23%のことでした。この割合が多いか少ないかは別として、高齢者の方や電子申請の環境が整っていない方にとっては、心理的な不安や操作面でのハードルがあることも事実ではないでしょうか。より確実に安心して申請できる環境を整えるという観点から、紙による申請方法も併せて取り入れることで申請件数のさらなる増加につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

令和7年度の申請は先月28日をもって終了しましたが、改めてお伺いいたします。

令和8年度から紙による申請を導入するお考えはありませんか、市の見解をお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

次年度以降は改正道路交通法により、自転車安全利用の機運が高まり、より多くの申請が予想されます。

行政のデジタル化は各分野において急ピッチで進んでおり、デジタル格差の是正に対応すべく、引き続きサポート、支援体制を取っておりますので、令和8年度においても電子申請を原則として事業を展開していく考えです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 最後に意見を述べて質問を終わります。

今回の質問に当たり、理事者と協議する中で事業開始前には紙と電子の併用も検討されていたと伺いました。また、今回の電子申請においても申請内容や口座情報の不備が散見され、補助金額2,000円の支払いに時間を要している実態があることも明らかになりました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これらを踏まえ申請手法について質問してきましたが、事業全体を見ると電子申請であっても様々な課題が存在することが分かりました。とはいえ、令和7年度途中からの事業立ち上げでありながら、目標1,000件に対し速報値553件という実績は、一定評価に値するものと考えます。

しかしながら、令和8年度も電子申請を継続し、紙による申請は行わないとの御答弁でありました。せめて現在市役所本庁で実施している電子申請サポートについては、和泉シティプラザや北部リージョンセンター、南部リージョンセンターなど、市民にとって身近な公共施設においても対応できる体制を整備されるよう強く要望いたします。

また、第6次和泉市総合計画には、デジタル技術を積極的に活用し、市民にとってよりよい政策にチャレンジしていきますと明記されております。今後、本事業に限らず、冒頭で質問いたしましたmy door OSAKA事業においても、高齢者の方や電子申請の環境が整っていない方に対し、身近で誰でも気軽にサポートを受けられる支援の仕組みの構築について併せて御検討いただくことをお願い申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○関戸繁樹委員長 他に質疑の発言はございませんか。

谷上委員。

○谷上 昇委員 市民未来の会、谷上です。よろしく願いいたします。

まず93ページ、人材育成事業、報償費、職員資格取得報償費、同じくその下の負担金補助及び交付金、大学院修学等促進補助金、97ページ、市政情報発信事業、広報いずみについて一般的に質問いたします。その次、99ページ、伝統行事継承事業、負担金補助及び交付金、市制施行70周年を祝うだんじり曳行実行委員会負担金、111ページ、情報化推進事業、委託料、スマートフォン講習会委託料と、113ページ、IT活用推進事業、委託料、デジタルサービスツール構築委託料、123ページ、地域防犯対策事業、負担金補助及び交付金、防犯灯電気料金補助金、同じく防犯灯設置補助金、125ページ、市民防災啓発事業、負担金補助及び交付金、自主防災組織育成事業補助金、以上9点について質問いたします。

委員長、科目違いますけれども、一緒の趣旨の内容の質問ありますので、同時にさせてもらってもよろしいでしょうか。

○関戸繁樹委員長 大丈夫です。

○谷上 昇委員 ありがとうございます。

そしたら、まずは93ページ、人材育成事業、報償費、職員資格取得報償費と、同じく負担金補助及び交付金、大学院修学等促進補助金、こちらを同時に質問させていただきます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

まずは、職員資格取得報償費についての概要と、また報償費に該当する資格を取得することにより、その後の給与体系にどう影響するのかをお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 答弁。

人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

一級建築士や一級土木施工管理技士などの資格を新たに取得した場合は、職員に対し5,000円から2万円の報奨金を支給する制度を設けておりますが、手当や給与体系については変わらないものです。なお、市が推奨している資格を取得することにより、人事評価における加点を受けられる制度としております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 この報償費については、資格取得時の1回限りであり、資格取得後において給与について変化はないということが確認できました。

それでは、次に大学院修学等促進補助金が新しく予算に計上されましたが、概要についてお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

大学院修学等促進補助金は、職員の職務遂行能力及び自発的な自己研さんを促進するために、大学院の学位または難関資格を取得した職員に対し、学費等に要した費用の一部または全部を補助するものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 補助対象に挙げられたのは大学院の学位や難関資格ということですが、具体的な種別についてお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

補助対象については、公共政策など業務に関連する学科の大学院修学や一級建築士といった難関資格を予定しており、今後制度設計を進めてまいります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○谷上 昇委員 ありがとうございます。

これから制度設計ということですので、例えば税理士や社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーの資格など、職員の資質向上や業務に関する資格を幅広く加えていただくことをお願いいたします。

市の職員として市民サービスの向上につながるような資格を取得するための知識獲得は必要不可欠であり、またそういった職員を育てるための意識の改革を促す仕掛けとなる事業は、優秀な人材を確保することと同時に、和泉市を選んでもらう際の鍵となってくるのは間違いないことだと思います。

私はプロの公務員を育てることが大事であると考えています。今議会報告事項で工事請負変更契約の締結に関して専決処分がありました。職員が事業者から出てきた設計図や見積りをしっかりチェックできてないことが原因の一つではないかと思っています。

令和8年度予算を含め、最近の予算において、以前は職員が行っていた業務の委託化をどんどん進める予算が見られます。これを推進することにより危惧されるのは、職員の知識や経験が蓄積されず、今後業務の委託化しかできない職員が増え、空洞化することです。

公務に対し意識が高く、知識や経験を持つ職員は市の財産であります。その人材育成を進めるための今回の取組であることは理解しております。

皆様も御存じのとおり、中途での退職者が多く出ている事実があります。大学院修学や難関資格取得に係る学費などの補助や資格取得に係る報償による後押しは必要な取組であると思いますが、和泉市の職員であることにやりがいを持てる働き方の改革や、その一部として、難関資格を取得した場合は手当や給与体系を見直すなどの改善も併せて検討すべきと考えますので、要望いたしまして次の質問へ移ります。

次、予算書97ページ、市政情報発信事業、広報いずみについて質問いたします。

まず、この事業内で広報いずみにつき、報償費をはじめとして様々な費用で予算計上されていますが、作成から配布までのコストの内訳をお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 答弁。

いずみアピール担当課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

広報いずみの作成から配布までのコスト内訳ですが、令和8年度予算案ベースですと、まず作成に係る費用として、印刷製本等で2,423万6,000円、配布に係る費用として、報償費等

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

で1,385万1,000円となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 広報いずみの印刷から配布までに約合計で3,800万円の費用がかかっていることが確認できました。

それでは、次に報償費で配布謝礼、委託料で配布委託料が計上されていますが、現在の広報の配布方法についてお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 いずみアピール担当課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

広報いずみは町会・自治会を通じた各世帯への配布と、町会・自治会未加入で配布希望の世帯への戸別配布の2通りの方法で配布を行っています。

町会・自治会を通じての配布は、公益社団法人和泉市シルバー人材センターから町会・自治会へ必要部数をまとめて配送し、町会・自治会の方担当者から個々の会員宅へお届けいただいております。また町会・自治会未加入の世帯へは、シルバー人材センターからの戸別配布用にお届けしております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 広報の配布方法を確認いたしました。

自治会によって考え方が様々あると思いますが、私が加入している自治会では、未加入であっても全戸に配布しています。

私の町だけではなく、町会・自治会の高齢化が進み、広報の配布が負担となってきた団体もあろうかと思えます。今後、町会・自治会への加入率の低下やますます高齢化が進んだ場合、より一層町会・自治会による配布が困難となることが想定されます。

最近、印刷から配布までオールインワンで請け負う事業者もよく見かけるところであり、負担軽減や経済性の観点も含めて違った配布方法も検討してみてはどうかと思いますが、市の考えをお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 いずみアピール担当課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

毎月の広報いずみ配布が負担となっている町会・自治会があることは認識しています。一方で、町会・自治会によっては配布謝礼を活動資金の収入源として期待しておられる場合もあり、今後においては町会・自治会の負担軽減と市政情報を確実に市民に伝達することの両立を図っていく必要があると考えております。

このため、他市事例の把握や配布事業者のヒアリングを行いつつ、町会・自治会による配布件数がさらに減少した場合の対応を検討してまいります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 ありがとうございます。

高齢化もそうではありますが、行政コストに関して改革していく必要があると思います。現在はSNSなども普及し、市も費用をかけ活用し、情報発信を行っています。人口も減少し、税収も落ちてくることが予想される中、これからの時代に即した市政情報の発信を構築する必要があると考えます。

市民の皆様には行政コストや自治会などの負担を周知し、理解していただき、必要な市民には必要な方法で配布し、協力していただける市民は自ら情報を入手していただく方向へと転換する、そんな動きが必要であると考えますので、提言いたしまして次の質問へと移ります。

次に、99ページ、伝統行事継承事業、市制施行70周年を祝うだんじり曳行実行委員会負担金について質問いたします。

この予算については、和泉市内のだんじりを所有する全ての団体が参加できるようにという趣旨で、さきの決算特別委員会におきましてお願いしたものであり、今回予算化されますことに感謝いたします。

それでは、まず負担金の概要をお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の西大です。

本格だんじりを所有する団体で組織する和泉市制70周年を祝うだんじり曳行実行委員会が主催するだんじり曳行事業に関し、その事業に係る安全管理や記念式典実施等の経費の一部を負担し、伝統文化であるだんじりの魅力を市内外に発信することにより、伝統文化の保存と発展及び市民の郷土文化に対する愛着や誇りの醸成並びに地域の活性化や観光振興に資することを目的としております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 市制施行70周年を祝うだんじり曳行事業は実行委員会が主催で実施されることであり、市がお答えできる範囲で結構でありますので、現時点での概要をお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

現在、本事業実施に当たっての警察協議を実施しているところであり、実行委員会においては、令和8年5月31日にJR和泉府中駅前で記念式典等の実施を予定し、準備しているところです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 前回、市制施行60周年の際に行われただんじり曳行は、私も地元曳行団体の一員として参加させていただき、和泉市の伝統文化と市民の力を大いに感じ、市内外へ発信することができるイベントであったと覚えています。

今回、市制70周年を祝う目的でだんじり曳行を実施され、市の負担金を活用した事業でもありますので、だんじり関係者だけではなく、だんじりを所有していない地域の市民も広く参加できるようなイベントになればと思っておりますが、皆様も御存じのとおり、世界の祭りの中でも勇壮であるだんじり曳行でありますので、安全確保などの観点からいろいろな配慮は必要かと思えます。

本事業に広く市民が参加できるように実行委員会が企画していることがあれば、分かる範囲で結構でありますのでお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

伝統文化であるだんじりの魅力を発信し、伝統文化の保存と発展及び市民の郷土文化に対する愛着や誇りの醸成に資するため、市内在住の小学生以上を対象に子どもだんじり体験を開催する予定です。

以上です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 ありがとうございます。

市制施行70周年を祝うだんじり曳行は実行委員会が主催ということですが、市の担当部署の皆様には少なからず御助力いただくことになろうかと思えます。行政と市民が一体となり、魅力ある和泉市を内外に発信できますよう協力いただきますことをお願いして、次の質問へ移ります。

次に、111ページ、情報化推進事業、委託料、スマートフォン講習会委託料と、113ページ、I T活用推進事業、委託料、デジタルサービスツール構築委託料。こちらは先ほど阿部委員のほうで質問されていまして、意見だけ言いたいと思えます。

それでは、スマートフォン講習会は民間の携帯事業者において同様の教室を行っていると思えますが、市が実施する必要性についてお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

市が実施する必要性については、市ではオンライン申請や市公式L I N Eの活用を進めていることから、スマートフォンの利用に対し不安のある方が、本講習会の受講によりスマートフォンを活用した行政サービスを享受できるよう実施しているものです。

なお、本講習会は特定の携帯事業者の実施によらないことを委託要件としており、市が無料の講習会として実施しているものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 さらなるオンライン申請などの活用を進め、スマートフォンを活用した行政サービスを利用していただけるよう、市がスマートフォン教室を実施し、幅広い市民の方に行政のオンラインサービスを推進しようとしていることを理解いたしました。

それでは、講習会の実施予定及び受講するにはどうすればよいかお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

令和7年度と同様に、令和8年10月頃に市内4施設にて計6日程度、24講座程度を無料で実施予定です。

申込方法については、広報いずみ及び各施設へ設置した案内チラシにて募集を行い、参加希望者は委託事業者へ電話またはオンラインにより先着順にて申込みしていただく予定です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 ありがとうございます。

次、デジタルサービスツール構築委託料につき、my door OSAKAのことにつきましては、先ほど概要を確認いたしましたので、最後、意見だけ申し述べます。

オンライン申請の状況については、令和7年第4回定例会の一般質問で市役所窓口の時間短縮を定義し、その際に確認したところであります。my door OSAKAはオンライン申請のみではなく、申請に対する結果通知などもオンラインで可能になり、市民の利便性向上に加え、職員の事務負担の軽減にもつながります。

そしてスマートフォン講習会を市が実施することにより、幅広くより多くの市民に利用していただき、推進してということであります。質問させていただいたこの2つの内容は、市民の方が窓口で足を運んでいただくことを減らすことに効果があるものと考えます。

最後に、一般質問の際にも提案いたしました。スマートフォンなどを活用したオンライン行政サービスの利用について、今回構築するmy door OSAKAを含め、写真やイラストつきで詳しい利用手順や利用可能な手続一覧などを掲載した冊子を作成し、全戸配布してはいかがでしょうか。せっかく費用をかけてシステムを構築しても、効果である利用率が上がらなければ意味がないものであると言えます。

このような取組を積み重ねていくことで窓口の受付時間短縮につながり、その時間をより高度な住民サービスへと転換できるものであると考えていますので、さらなる推進をお願いいたしまして、次の質問へと移ります。

123ページ、地域防犯対策事業、負担金補助及び交付金、防犯灯電気料金補助金、それと同じく防犯灯設置補助金について質問いたします。

まず、防犯灯の電気料金の補助につき、現在の半額補助から令和8年度では全額補助になるとのことでありますが、町会・自治会に補助金が下りるまでの流れをお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 答弁。

危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯灯電気料金補助金につきましては、4月1日時点で設置されている防犯灯が補助対象となっており、補助スケジュールにつきましては、6月末までに町会・自治会等から補助申請を提出いただき、その後1年分の電気料金を計算の上、翌年の3月末に町会・自治会等に

振込を行っております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 4月1日時点で設置されている防犯灯に対し補助するものであり、先ほどのお答えからすると、一旦は自治会などで電気料金を払っていただき、その後、年度末に市から補助金を振り込むという流れを確認いたしました。

今回、電気料金が全額補助になることにより、防犯灯を新たに設置したいという自治会などが出てくるのではないかと思います。防犯灯設置補助金の概要と手続の流れをお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯灯の設置補助金につきましては、防犯灯1灯につき2万5,000円を限度に補助し、2万5,000円を超えた費用につきましては町会・自治会等の負担となっております。

手続の流れにつきましては、事前に防犯灯を設置したい場所の相談をいただいた後、設置費に係る交付申請を提出いただき、審査し、適合であると認めた場合、工事発注をしていただきます。その後、実績報告書を提出いただき、補助金を交付するという流れになっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 設置補助について確認いたしました。

防犯灯の設置及び電気料金に対し補助をいただけるということで、これまで防犯灯を設置したいと思っていたが、コスト面で悩んでいた箇所へも設置がしやすくなると考えられ、安心して暮らせるまちづくりを進めていくために必要な施策であると思います。

では、この質問の最後に、この変更点の周知方法についてお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯灯設置補助金に関しましては変更等がございませんので、新たに周知する予定はありませんが、防犯灯電気料金につきましては、校区会長会議や広報紙、市ホームページ等で周知を行う予定です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

予算書125ページ、市民防災啓発事業、負担金補助及び交付金、自主防災組織育成事業補助金について質問いたします。

まず、現在の自主防災組織の設立の目的と現在の設立数をお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

まず、自主防災組織の設立目的といたしましては、大規模災害が発生した際、公的機関の活動が十分果たせなくなることが予測されることから、自分たちの地域は自分たちで守るという地域連携に基づき、災害予防や防災活動を行うことを目的としております。

次に、自主防災組織設立数は、令和8年2月末現在100団体となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 自主防災組織の目的と現在の設立数を確認いたしました。

自主防災組織は災害などの備えや知識が必要であると考えますが、この補助金は自主防災組織のどのような活動に使われているのかお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

自主防災組織活動補助金は、町会や校区で行う防災訓練の炊き出し用食料や場所の使用料、災害時に必要とする蓄電池や軍手、ハンマーなどの購入費用に使われております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 災害などへの備えである訓練時の費用や備品購入への補助金であることが分かりました。

災害時に大切である自助・共助、その共助部分を担う自主防災組織であります。組織員の皆様には災害に関して、先ほどお答えいただいた備えの部分と災害時での行動などに通じる知識が必要であります。その部分に関して、市としてどのような取組を行っているのかお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 危機管理課長。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

自主防災組織への日頃からの備えとしましては、要望があった団体へ出前講座として防災講習や実際に備蓄している災害用トイレや簡易ベッドなどの組立て訓練などを行っていただくほか、年に一度、大阪府主催の自主防災組織リーダー育成研修にも参加いただき、防災力の向上を図っていただいております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 私も自主防災組織に入っていますが、年1回開催する自治会の防災訓練において、消防本部の職員に来ていただき、自治会の皆様に様々な訓練や体験を指導していただきました。その途中で消防の出動指令が流れ、消防は当然現場へ出動し、訓練は中断になりました。たまたま自主防災組織の中に他市の消防関係者がいたので、その方に引き続き訓練を進行していただき、続行できましたが、その方がいなければ恥ずかしながら我々だけでは続行できず、組織委員同士でもっと学ばなければいけないという話になりました。

100団体もある自主防災組織で、これからも増えていくことが想定される中、全団体へ消防職員を派遣するのは負担にもなります。消防や危機管理職員に頼らなくても自主防災組織だけで訓練できるレベルの組織とし、設置目的を果たせるよう、日頃から防災知識の向上を含め、訓練方法などを学べる取組を構築していただければと思いますが、市の考えをお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

市としましては、日頃からの訓練や災害に備えた準備がとても重要であると考えております。

このことから、他市の自主防災組織の活動内容や訓練状況などを調査し、自主防災組織の方々に新たな知識や技術を取り入れていただけるようサポートしていきたいと考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 ありがとうございます。

自治会などへの加入率が減少していく中、防災に関しての共助部分の必要性を教育の現場などにおいて子どもの頃から学ばせることが、地域の横のつながりを取り戻す一つになるも

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

のであると私は考えます。自主防災組織を根づかせ、発展させていく仕掛けをこれからもお願いいたしまして、以上で私の質問を終わります。

○関戸繁樹委員長 他に質疑の発言はございませんか。

井阪委員。

○井阪雄大委員 維新の会、井阪です。よろしく申し上げます。

議案第13号 和泉市特別職の職員の給与に関する条例及び議案第14号 和泉市市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、1点お伺いいたします。

今回、特別職の職員に支給する給与に加えて議員報酬についても増額改定する案が示されておりますが、まずは改正条例の提案に至った経過についてお答えください。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

特別職の給与に関しては、平成29年に第三者機関である特別職報酬等審議会での審議を行っており、その後の物価高や賃金上昇など、昨今の社会情勢を鑑み、特別職の給料額が適正な水準であるかを確認する必要があると判断したものです。また、令和7年5月1日付で議長から市議会議員の議員報酬についても諮問するよう依頼がありましたことから、特別職報酬等審議会において併せて審議いただいた結果、同審議会からは特別職や議員の職務、職責に応じた処遇として、増額改定が適切である旨の答申を受けました。

答申いただいた内容や社会情勢を踏まえて検討した結果、同審議会からの答申内容のとおり増額改定を行うことが適切と判断したものでございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 井阪委員。

○井阪雄大委員 特別職報酬等審議会の答申内容どおり改正条例を提案されたとのことですが、必ず審議会の答申どおり提案しなければならないのかお答えください。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

必ず答申どおり改正しなければならないものではありませんが、審議会の答申を尊重し、また社会情勢などを総合的に勘案し、提案したものでございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 井阪委員。

○井阪雄大委員 それでは、改定による影響額をお答えください。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

特別職の給料改定により年額で約800万円、議員報酬の改定により年額で約3,000万円の増額となります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 井阪委員。

○井阪雄大委員 常任委員会の協議会において和泉創発プラン2.0（案）の報告がありました。

その中では公共施設の閉鎖や見直しなど、市民サービスの縮小につながるような内容も含まれており、市民の皆様には一定の負担や不便をお願いせざるを得ない状況にあると認識しております。こうした状況の中で特別職の給料や議員報酬を引き上げることについては、市民の理解を得ることは難しいと考えております。

確かに特別職報酬等審議会から答申が出ていることは承知しておりますし、その判断を尊重する必要性については理解するところであります。しかしながら、答申どおり条例改正を行わなければならないという根拠もありません。最終的な判断は市民の状況や社会情勢を踏まえ、議会としての判断です。

現在、物価上昇が続くインフレ局面にあり、賃上げの必要性が広く議論されております。しかし、その一方で地域経済の実態を見ると、市内の多くの中小企業や事業者の皆様においては依然として厳しい経営環境が続いており、十分な賃上げが進んでいるとは言い難い状況であります。また、市民生活においても食料品やエネルギー価格の上昇など、日々の生活コストが増加している中で、家計の負担感は確実に高まっております。そうした状況において、まずは我々が市民の皆様と同じ目線に立つ姿勢を示すことが重要ではないかと考えております。

インフレですので、私個人の意見としては報酬の見直し自体は当然の側面もあると考えております。しかしながら、市内中小企業や市内在住の方々の賃上げは依然として十分に進んでいるとは言えない状況にある中で、このタイミングでの報酬の引上げは市民の方々の理解が得られるものではないということを申し上げ、質問を終わります。

○関戸繁樹委員長 他に質疑の発言はございませんか。

デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 明政会のデルフィンです。4点お願いします。

1点目は99ページ、伝統行事継承事業についてと、2点目、103ページ、人権文化センタ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

一管理運営事業についてと、3点目、109ページ、市政総合企画事業についてと、4点目、123ページ、地域防犯対策事業についての4点です。よろしくお願ひします。

まず、1点目の99ページ、伝統行事継承事業、だんじり・みこし連絡協議会活動補助金についてです。

補助金の内容についてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 答弁。

公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

和泉市だんじり・みこし連絡協議会活動補助金については、和泉市におけるだんじり・みこしまつりの円滑な運営を図るため、関係機関との連絡調整を行い、その運営について検討を協議し、だんじり・みこしの安全な曳行及び伝統行事としての保存と発展に寄与することを目的として活動する和泉市だんじり・みこし連絡協議会に交付しています。

補助金の対象については、1、協議会の事務、2、安全対策や事故防止のための説明会の開催等の協議会の行う事業、3、だんじり・みこしを所有している各会員に対する活動の補助となっています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

答弁において、和泉市だんじり・みこし連絡協議会の会員に対して活動の補助を行っているとのことですが、どのような会員に対して補助を行っているのかお聞きします。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

令和7年度の会員につきましては、本格だんじりを用いた祭礼を運営する町会等の正会員が35団体、子どもだんじり・みこしを用いた祭礼を運営する町会等の巡回員が14団体の合計49団体となっています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、109ページの市民活動推進支援事業において、市民活動推進支援金としてだんじりに関係する団体に対して支援金を交付していると聞いていますが、先ほど答弁いただいただんじり・みこし連絡協議会の補助金との違いについてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

市民活動推進支援事業におけるだんじりに関係する団体への支援については、各町会等が実施する祭礼が対象ではなく、それぞれの連合単位で市民活動を実施する事業に対して行う支援であり、だんじり祭りを通じた地域コミュニティーの形成、献血活動、市内の清掃活動等の社会貢献事業、見物客、観光客の安全対策に対しての支援をしているもので、だんじり・みこし連絡協議会活動補助金とは対象団体、対象内容が異なるものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

続きまして、103ページの人権文化センター管理運営事業に関連して伺います。

(仮称)多世代交流拠点施設の整備について、これまでの議会にて答弁や報告がありましたが、改めて現在の進捗状況と今後のスケジュールについてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

初めに、(仮称)多世代交流拠点施設の整備につきましては、令和7年第3回定例会において、富秋中学校区等における市営住宅集約建て替えほか、公共施設整備事業の工事請負契約締結議案について御可決いただいたところでございます。

事業実施のスケジュールでございますが、令和11年9月から令和12年9月に施設の基本設計、実施設計を行い、令和12年10月から令和14年3月にかけて整備工事を実施し、令和14年度に供用を開始する予定でございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

新しい施設の整備に関する状況は分かりました。

次に、現施設の運営及び修繕に関する基本的な考え方をお聞きします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

人権文化センター本館及び分館につきましては、令和13年度まで貸し館として運営を行うことから、市民の方が安心・安全に利用いただくために必要な修繕などを行ってまいりたいと考えております。具体的には、雨漏り、電気、空調設備の故障といった施設の開館継続に支障を来すものや、利用者の安全に関わる緊急性の高い事案に限定して実施していきたいと考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

現施設の維持管理に関する考え方は分かりました。

最後に、新施設完成後、役割を終える現施設及びその跡地の今後について伺います。

先行して除却された市民文化ホールの跡地や人権文化センター除却後の土地利用は地域の将来像に直結します。現時点での活用の方針についてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

初めに、令和7年12月に除却が完了した市民文化ホール跡地の一部につきましては、令和8年1月に北信太駅前整備事業の代替地として売却いたしました。残るホール跡地につきましては、令和14年度以降の人権文化センター除却までの間、貸付け等による有効活用を検討してまいります。

除却後の人権文化センター跡地につきましては、周辺の住環境に配慮しつつ、残るホール跡地と併せた一体的な土地利用を図る考えでございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○関戸繁樹委員長 ありがとうございます。

続きまして、109ページ、企業版ふるさと納税支援委託料1,650万円について、まず、企業版ふるさと納税制度についてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 答弁。

政策・資産マネジメント担当課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント

担当課長の田嶋です。

企業版ふるさと納税につきましては、令和9年度までの制度となり、本市の地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行うことで、最大約9割の法人関係税が軽減されるものとなります。なお、本市に主たる事務所または事業所が所在する企業による寄附は対象外となり、また個人版のふるさと納税とは異なり、寄附企業への返礼品等の経済的な見返りは禁止されております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

企業版ふるさと納税の制度について確認しました。

次に、これまでの寄附件数と寄附額をお聞きします。

○関戸繁樹委員長 政策・資産マネジメント担当課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

本市におきましては、令和6年度から制度を導入しており、令和6年度は寄附件数6件、寄附金額約4,856万円、令和7年度は2月末時点で寄附件数21件、寄附額4,900万円となります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

では、寄附額増加に向けた取組などをお聞きします。

○関戸繁樹委員長 政策・資産マネジメント担当課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

企業版ふるさと納税につきましては、市外企業が対象となることから、本市との関係性が乏しい企業へのアプローチを目的に、令和7年度から民間事業者のノウハウを活用すべく、支援業務の委託を開始したところです。

引き続き委託事業者との連携を強化し、企業のニーズをキャッチしつつ、寄附対象事業の効果的な情報発信を行うとともに、本市に縁、ゆかりのある企業や包括連携協定締結企業など、市外企業への積極的なアプローチを実施し、寄附額増加をめざしてまいります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

続きまして、123ページ、地域防犯対策事業の防犯カメラ借上料についてです。

現在、市内の防犯カメラ設置台数をお聞きします。

○関戸繁樹委員長 答弁。

危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

市が管理している防犯カメラの設置台数につきましては、現在449台となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

防犯カメラはあればあるほど犯罪抑止にもつながり、また犯罪検挙にも大いにつながると
思います。

これまでも防犯カメラを増設していただき、今後も増設すると聞いていますが、スケジュー
ールや増設台数について教えてください。また、市が管理している防犯カメラ以外で、町
会・自治会など独自で管理している防犯カメラ台数も分かれば併せてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯カメラの増設スケジュールにつきましては、令和8年度、令和9年度の2か年で設置
場所の選定を行い、令和10年度、令和11年度の2か年で設置を行っていく予定です。設置台
数につきましては300台を予定しております。

なお、町会・自治会やマンションなど独自で管理している防犯カメラの台数につきましては
は、正確な台数は把握できておりませんが、約50台と聞いております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 委員会の途中でありますが、お昼のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時47分休憩)



(午後 1 時00分再開)

○**関戸繁樹委員長** 午前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑の発言はございませんか。

坂本委員。

○**坂本健治委員** それでは通告いたします。

予算書99ページの市制施行70周年を祝うだんじり曳行実行委員会の負担金について、次に予算書101ページに計上されております人権文化センター人権啓発事業について、3番、111ページに掲載されております情報化推進事業について、次に119ページ、公共交通対策事業について、次に125ページの国際交流事業についての6問です。

それでは始めたいと思います。

まず初めに、伝統行事継続事業の市制施行70周年を祝うだんじり曳行実行委員会負担金についてお伺いいたします。

本事業は市制施行70周年を記念し、市内のだんじりが一堂に会する記念事業を実施するものであると確認しております。

そこで、まず事業の基本的な内容について確認いたします。

本事業の目的及び事業概要、また本負担金を計上するに至った経緯、根拠や主な内容についてお示しいただきたい。

○**関戸繁樹委員長** 答弁。

公民協働推進担当課長。

○**大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長** 公民協働推進担当課長の大西です。

まず、事業の概要ですが、市制施行70周年を祝うため、市内の本格だんじり35台が一堂に会し、記念式典等を実施するもので、現在、本事業実施に当たっての警察協議を行っているところであり、令和8年5月31日にJR和泉府中駅前での開催を予定し、準備しているところです。

次に、本負担金につきましては、10年前に実施いたしました市制60周年記念事業負担金の決算額をベースとし、人件費や物価高騰を鑑み積算したもので、主に式典費用や安全管理の

ための警備費用を計上しているものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

ありがとうございます。

事業概要や負担金の精算については理解いたしました。

次に、本事業の実施体制についてお伺いいたします。

本事業は実行委員会方式で進められていると聞いていますが、事業の意思決定や運営の責任関係について整理しておく必要があると考えております。

そこでお聞きいたします。

本事業における実施組織の構成、市の関わり方、また事業実施に関わる責任の所在について、どのように整理されているのかお示しいただきたい。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

本事業については、和泉市だんじり・みこし連絡協議会における地域からの声に単を発し、事業の実施について準備、検討するための組織として、会則に基づき、各連合等から選出された16名の委員による市制70周年記念だんじり曳行事業準備会を立ち上げ、事業の実施を決定いたしました。

事業実施の決定後は、規約に基づき、準備会委員の16名に市職員の1名を委員として加えた和泉市制70周年を祝うだんじり曳行実行委員会を立ち上げ、これまで事業実施に当たっての準備等を進めております。

なお、本事業への各町の参加に当たっては、故意、過失、無過失を問わず、曳行に関する自己の責任は各町会が負うものとしますが、式典開催等の事業についての主催は実行委員会であり、その構成団体としての市の責任も発生するものと考えています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 では次に、資金調達の方法についてお伺いいたします。

本事業では、ふるさと元気寄附を活用したガバメントクラウドファンディングを実施したと聞いております。

そこでお聞きいたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ガバメントクラウドファンディングの具体的な制度内容及び募集方法、またその結果としてどの程度の寄附が集まったのかお示してください。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

本事業実施に当たり、70周年事業としてふるさと元気寄附を活用したクラウドファンディングを実施し、昨年10月1日から今年1月5日まで寄附を募集いたしました。

募集に当たっては、インターネットを通じて寄附を募るほか、各町を直接応援できる仕組みについて、実行委員会を通じ35町への周知を行いました。これは応援したい町名を記載し、窓口で寄附を行うことで、本事業実施に当たっての各町経費への補填とすることができる仕組みとしたものです。

結果としましては、183名から寄附総額329万5,000円をいただき、そのうち各町を直接応援する寄附として、一部の町に対し170名から合計211万5,000円が集まりましたので、その金額をさきの定例会にて御可決いただきました債務負担行為の補正予算金額に加え、令和8年度予算として計上させていただいております。残りの118万円につきましては、手数料を除き市の予算に充当する予定です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 ありがとうございます。

このガバメントクラウドファンディングの実施の結果については確認いたしましたけれども、このガバメントクラウドファンディングの目的等々についてはちょっと僕は疑問を感じてるので、そのことについて今後聞いていきたいと思います。

次に、寄附金の扱いについて確認いたします。

寄附金は誰が受領し、どの主体が管理するのかという点は、公金の適正管理の観点から明確にしておく必要があると私は考えております。

そこでお伺いいたします。

今回の寄附金について、受領主体及び管理主体はどこにあるのか。また、市の歳入として処理する場合は、会計区分及び歳入項目はどのように整理されているのかお示してください。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西で

す。

クラウドファンディングにより集めた寄附金については、市がふるさと元気寄附金として受領し、市が管理を行います。

なお、歳入科目としては、款寄附金、項寄附金、目ふるさと元気寄附金となります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 ありがとうございます。

寄附金は市が受領し、市の歳入として管理しているということですが、その場合、各町への資金の分配を行う際の法的根拠について整理しておく必要があると私は考えております。

そこでお聞きいたします。

市が受領した寄附金を各町へ配分する場合、その支出の法的根拠はどのように整理されているのかお示してください。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

まず、市から実行委員会へ支出するに当たっては、市は実行委員会の1構成員であることから、補助金ではなく負担金として、和泉市制70周年を祝うだんじり曳行事業負担金交付要綱に基づき支出することになります。

次に、市から交付された負担金のうち、実行委員会が各町に対し経費補填として支出することについての要綱はまだ制定できておりません。本事業実施に係る経費として各町へ支出することを踏まえ、実行委員会におけるこれまでの協議を基に、各町の支出内容を適正に把握できるよう要綱の制定を行う必要があると考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 ありがとうございます。

今も言っていたように、その部分を詰めていかなあかんというような認識はあるということですが、今の現時点ではないということが確認できました。

次に、制度設計においてお伺いいたします。

この仕組みでは、寄附の集まり方によって町ごとの負担軽減額に差が生じる制度となっております。同一の事業の参加であるにもかかわらず、町ごとに実質的な負担差が生じる制度

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

とした理由については、制度設計上、合理性を明確にしておく必要があると考えております。

そこでお聞きいたします。

このような差が生じる制度設計とした合理的理由について、目的、手段、代替案との比較を含めてお示してください。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の西大で
す。

委員御指摘のとおり、寄附を集めた町会にのみ経費への補填が行われることになり、各町における負担の差が生じることは事実でございます。

本仕組みの目的については、市からの負担金だけでは各町の負担が大きいという意見があったことを受け、各町の負担を補填する一つ的手段として35町に提示し、進めてまいりましたが、結果的にクラウドファンディングを活用しようとした町会の一部であり、偏った寄附となりました。

また、代替案としては、自己負担、またはいわゆるお花として各自集めることを選択されたものと考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 そうなんです。今の説明にいただいたように、要するにこのクラウドファンディングというのは、この事業に対して皆さんから広く御寄附をいただきながら運営していこうというような形で初めの目的であったにもかかわらず、集める手法によって、一部の町は何百万円というような補助金があって、一部の町ではゼロと。せやからゼロと100と、これ、大きな差が生じてるんですよ。基本的にやっぱり均等割とは言いませんけれども、頑張ったところは配分比率を上げるなり、そして頑張っていないところに対しては、申し訳ないけど最低一律これぐらいの補助金を出しますよということを決めていたんであれば、そういった不公平感はなくなったかというふうに思うんですけど、そういったことが起こってしまってるというのがこの制度の私は欠点だと思っております。

次に、事業参加者について確認します。

本事業は市制70周年という市全体の記念事業として実施されるものと認識しております。

そこでお伺いいたします。

本事業については全町参加を前提として事業が進められていたのか、また各町の参加状況

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

はどのようになっているのかお示してください。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

実行委員会において35町全ての参加を呼びかけ、全ての町から参加の意思表示をいただいております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 では、次に税制上の整理についてお伺いいたします。

ガバメントクラウドファンディングは税控除対象となる寄附制度を前提として実施されております。これは分かりやすく言いますと、自治体だけに与えられた特別な権限というふうには私は認識をしております。

そこでお聞きいたします。

制度設計段階において税制度の適合性について確認を行ったのか、確認を行っていない場合はその内容を適正と判断した根拠を示してください。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

委員御指摘の適合性確認について、確認は行っておりません。寄附者本人が関係する事業へのクラウドファンディングについても税控除が適用されることから、趣旨に適合していると判断したものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 今、答弁いただいたんですけど、その答弁に対していろいろ思うところあるんですけど、では今の答弁を含めて、次に公益寄附制度との関係についてお伺いいたします。

今回の制度は寄附者が特定の町を指定することで、その町の負担軽減につながる仕組みとなっております。

そこでお聞きいたします。

このような仕組みが公益寄附制度の趣旨とどのように整合しているのか、市の見解をお示してください。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の西大で
す。

寄附が市制70周年を祝うだんじり曳行事業に対して活用されることを前提に、ふるさと納
税制度を活用したクラウドファンディングの趣旨に合致するものと判断したものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 そちらはそういうふうに答えるしかないのかなというふうには思うんですけ
れども、私がこれを言ってるのは、基本的に初めの制度設計のときに想定していなかったこ
とが起こってるんだということは若干の理解はしつつも、しかしながら寄附金の限度額を
100万円までやっていた。ほんでホームページの案内の文書に、このガバメントクラウドフ
ァンディングの案内に対しては、各町に対して応援しますかということの名指しで、それも
傍線を引いて分かりやすくそこを強調されてはったんですよ。やっぱりそうしたことの案内
の仕方によってそういったその格差が生まれることは、僕は熟知していたら想像はついたと
思ってるんですよ。

しかしながら、60周年もやった、70周年もやるのに対してちょっとお金が足らんとする
て、そのことに対して、これ、日にちの質問はしませんけれども、日にちもその日にやるか
ら、前回の60周年は試験曳きの前の日にやったんですよ。それはそれで大変やったと思うん
ですよ、いろいろ準備も。しかしながら新しい駒が必要か、新しいどんすが必要か、新しい
むしろが必要かという、その祭りの準備に関わる費用というのは一切かからへんというか、
試験曳きをやるんやからそこに費用を使うんですよ。そういった費用を使うから、基本的
には5月にあったらみんなさらでそろえな駄目ですよ。

そういうお金がかかるというような問題もあったんですよ。そういったことを熟知して
いたらこういう話になってないかなというふうに思いますけど、その辺は今回の趣旨とちょ
っと違いますんで言いませんけれども、本制度の結果として寄附が多く集まった町会とそう
でない町会間で、先ほども言ったように実質的な利益の差が生じてるんですよ、これ。

そこでお聞きいたします。

この状況について行政の中立性及び公平性の観点からどのように評価しているのか、市の
見解をお答えください。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

実行委員会を通じ、行政の中立性や公平性の観点から全35町に対し同様の案内を行ったものの、寄附が集中する町会とそうでない町会との間で結果として差が生じたことにつきましては、当初の想定していた目的に合わなかったものと考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員

○坂本健治委員 そうなんです。その辺はそちらもこういったすり合わせのときに気づいていただいて、そうですねということは素直に言っていただいたんで、私もそれはいい意味で失念していた、熟知して考慮できてなかったという部分があるのかなというふうにして、その辺は若干の理解を示すところでもあるんですけども。

でも、やっぱりこのガバメントクラウドファンディングというのは、言葉を悪く言えば自治体の基準で、基本的に自治体だけに与えられた特権の中で、そしていろんな事業、僕もブルーミントンの留学生の派遣の件で行政にお願いした件もありましたよ、ガバメントクラウドファンディングをつくってくれませんか。それはやっぱりそういった事業に対して応援するよということに対しては、すばらしくこの制度というのは私はいいい制度だというふうに理解してるんですよ。

しかしながら、例えば1つの団体を全体的な面としてサポートするなら分かりますけど、その団体の個人を指定して、そこにしかお金がいかない。例えばで言うたら、和泉市議会でクラウドファンディングをつくりました、和泉市議会を応援してくださいねと。和泉市議会を応援するためにクラウドファンディングをつくったんやけれども、その寄附する人が、僕の奥さんが坂本健治だけに10万円を寄附しますと、坂本健治だけに使ってくださいねと。ほんなら坂本健治が10万円入る。奥さんのお金ですよ、財布は別やからね。でも坂本家の収入に入りますよね。これで税控除があると、こんなおかしい話僕はないと思うんですよ。やっぱり和泉市議会全体で基本的に、うちの嫁がやったとしたら、例えば10万円やったとしたら、この議会の繁栄のために使うのが、これが正当な妥当な僕は使い方だったというふうに思ってるんです。

そんな観点も含めて、次に制度上設計の段階で、この内容確認についてお伺いいたします。

制度設計においては通常法務、財務、税務の観点から、いろんな観点から確認が必要であると私は考えているんですけども、そこでお聞きいたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今回、これはガバメントクラウドファンディングです。そういった制度設計の段階において、法務確認、財務確認、税制確認を行ったのか、具体的にお示してください。

○関戸繁樹委員長 公民協働推進担当課長。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

他のクラウドファンディングの事例に照らして制度の趣旨に適合すると判断していただいたので、法務、財務、税制については特段確認しておりません。

以上です。

○坂本健治委員 今回、その辺がやはり自分たちが今までやってきたとおりでというような形でちょっと軽視してしまった、確認作業の中で1つ落ち度があったというのは何かというと、クラウドファンディングはいろいろ立ち上げて経験してると思うんですよ。だからそれに対しては何ら問題がないと、今までどおりだなというような感覚でいたんかなというふうには想像はつくんですけども、しかしながら今回、今も言ったように、制度の中で協議会団体というあくまでも第三者団体に補助金が2,500万円入るわけですよ。その2,500万円が入る補助金団体に対して、またさらにそのクラウドファンディングの補助金を渡すというときに、この団体に支出をすることが目的という話だったら、今までのクラウドファンディングと先ほども言ったように一緒だと思うんですよ。

ところが、その中の各町1町1町に名指しでリクエストして名指しで寄附をできる、そして名指しで寄附した人が返ってくるということは、町会の応援をするためには基本的には町内会の人がしますよね。多分ゼロ円でクラウドファンディングはいただけない各町が、35町中6町寄附をいただける町があるということは、逆に29町が寄附をいただけないというような形で、寄附してないからね。ところがやっぱり参加するのは同じなんです。同じ費用がかかるにもかかわらず、その町はどうでしょうね、もしかしたらお花を集めるなり、各銘々で積立てするなり、その参加費は何らかの形で支出しないといけませんね、その町さんは。

ところが、今回これをいただいたところは補助金があるから多少軽減される。軽減されることによって税控除がある。税控除があるところとないところというのは、これでも僕はまず格差があると思ってるんですよ、この指摘の理由というのは。そんな中で、今言ったようにもらってないところはお花をやる、だから坂本健治が自分の町に1万円を寄附した、これは何の税控除もないんですよ。ほんで町で和泉市70周年やるからうちのだんじりもちょっと持っていきたいさかい、それでお金要りますねんと町会の役員さんが来たら、ほんならち

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

よっと寄附しましょうかとなりますわ、普通はね。やりました、これには税控除がない。ところがこの仕組みをきちんと分かってる人は100万円までマックス——個人やからあれですよ、1人で100万円と言ってませんよ。みんな集まってやる。役員さんの中でも、どうせ俺役員やから、どうせ寄附せなあかんかったんやったらこのクラウドファンディング使って寄附したら、税控除や、何か得やなとなるよね。なったときにそれは僕の町と指定できるんよね。100%目的して100%返ってくるということ、これはほんまに目的が限定され過ぎてるんですよね、問題点は。

それから僕は今回のこのやり方のガバメントクラウドファンディングはちょっとややこしい、制度的に。せやからはっきり言います。法律的には僕も正直いけてると思うんですよ。しかし、僕は言ってるのは道義的な問題です。やはりそういった公平・公正な観点から言った中で、その辺をどういうふうに、本当はやっとかなあかんかったから今確認したように、法制、税制というような形を、僕らはプロやからいけるよという過信じゃなくて、これはこんなちょっとややこしい、クラウドファンディングは新しくないけど中身はちょっと新しいことやるなど、これいけんかなと、やっぱり第三者に部外的に確認を取ってたらもうちょっといい知恵がいただけたんかなというふうに思っております。

最後に、この制度の行政制度として妥当性についてお伺いいたします。

本制度は税控除を伴う公的寄附金制度を活用するものであり、制度の合理性や公平性、法的整理については厳格な説明が求められるものと考えております。しかしながら、今、質問しますとそういったところは原課だけで判断したというふうなお答えが返ってきました。

そこでお聞きいたします。

本制度は行政制度として適切に設計運営されたものであると市として認識しているのか、担当部長のカイケンをお伺いいたします。

○関戸繁樹委員長 市長公室長。

○前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

このたびのクラウドファンディングの制度は、各町が主体的に寄附を集めることで地域住民の関与の促進と地域の一体感の醸成が期待できると考えており、地域のニーズに応じた支援を行うために実施することを判断したところです。

この取組につきましては、法的な問題は生じないと考えておりますが、寄附控除を受ける制度であることを踏まえた公平性の観点から、道義的に適切ではないという御指摘については真摯に受け止めております。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今後の事業におきましては、そのような疑義を招くことがないように対応してまいります。
以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 ありがとうございます。

今回、僕もいい意味でガバメントクラウドファンディングを勉強し直して、いろいろこの制度の在り方であったりとか、やっぱもともとの目的、趣旨であったりとか、行政の公的控除期間というところに対して適用されるというのがこの自治体だけに与えられた権限であるとか、その権限の内容の範囲であるとかいうのを、総務省やいろいろなところを調べさせていただいて、いろいろ勉強になったんで感謝してるところもあるんですけども、今の答弁もあったように、基本的には法的には問題ないけれども、言われたとおり、ちょっと道義的なことを言われたらそういうような想定してなかったのが疑念を抱く可能性もあるということに対しては、真摯に受け止めていただいたということに対しては感謝申し上げます。

しかしながら、この制度を行おうとしたグランドファンディングの行い、特定の町へ、先ほども指定したような形でやった結果、そういう疑念があると。第1に税控除を伴う公的基金制度を活用する以上、その制度の運用については公益性、公平性、説明責任といった観点からより厳格な制度設計が求められるにもかかわらず、制度設計段階によって法務、財務、税務の確認が不十分だったと。これは国税のほうと総務省のほう、あと自治のほうにもこういうようなガイドが書かれておりました、調べたら。

次に第2点、市が寄附金を受領してる市の歳入として処理する一方で、実行委員会から各町に経費補填するに関する配分の基準や綱領が整備されてないと。公金の支出に関する整備制度の遵守規格は、基本的に公金が入っている場合は市の基準に準ずるといふようなところもございますので、これはまさしく市と同じような準じた規約の中、綱領の下、そして会計基準の下で進めるべきだと私は考えております。

第3に、同一事業の参加であるにもかかわらず、寄附の集まり方によって町ごとに実質的な負担差が生じる制度について。この結果については、制度上の今言った中立性、公平性の観点から十分に検証が今後も必要になってくるというふうに思っております。

市制70周年という記念事業であっても、私も岸和田市の春木町ですけども、青年団の頃から、団長ももちろん、大屋根大工方もさせていただきまして、36歳までどっぷりだんじりの事業に対しては関わってきたつもりでございますけれども、そういったことに対しては、私は頑張っってやってくれと、文化伝承については僕はやるべきだといふふうに思いますけれ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ども、やっぱりこういったシステムが、行政が旗振りをするというような形になったときに、あくまでも今日の答弁でも第三者の協議会があるからというようなところでなってしまうと税制度の考え方がややこしくなるので、税控除を行う寄附制度を活用する以上、行政制度としての合理性や公平性については、より慎重な制度設計と説明責任がこれからも求められると考えております。

今後は事業の実施結果を十分に検証するとともに、寄附制度を活用する事業については、今後、制度設計段階において法務、財務、税務の確認をすること、そして資金分配に関する明確な基準を整備してから募集をすること、そして行政の中立公正の確保、これらを十分に確保した制度運用を行うことを強く要望して、この項は終わります。

次に、101ページに計上されております人権文化センター人権啓発事業、委託料についてお伺いいたします。

本市では人権文化センターにおいて人権資料室を設置、人権に関する調査研究、資料の展示などを通じて市民への人権啓発に取り組まれていると確認しております。

近年、人権を取り巻く社会環境は大きく変化しており、同和問題をはじめ、外国人の人権、障がい者の人権、インターネット上の人権侵害など、課題は複雑化、多様化している状況にあります。こうした中で人権に関わる正しい理解を広く市民に伝えるためには、人権資料の収集や情報啓発、そして啓発活動の拠点と施設の役割は重要であると考えます。

そこで、まず基本的な点としてお伺いいたします。

本市の人権資料室に設置している目的やその役割について、どのように位置づけているのかお示してください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

本資料室につきましては、人権文化センターの設置目的である全ての人々の人権が尊重され、あらゆる差別のない人権文化、豊かな社会の構築を実現するため、人権文化の普及に関する調査及び研究、人権啓発の場として設置しているものでございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 人権資料室の設置目的については理解しました。

次に、人権資料室について、今後、（箇所）多世代交流拠点施設にその機能を引き継ぐ予

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

定であると聞いております。

現在人権文化センターに配置している人権資料室は、人権に関わる資料の展示や調査研究、人権啓発の拠点として一定の役割を担ってきた施設であると認識しておりますが、私もあそこにたまに立ち寄るときあるんですけども、ほぼほぼ、カウントはすると人が入ってるというふうに言うんですけども、小学校の見学であったり、もろもろであったり、ほんで延べ数で表してるのかなというふうに思いますけど、あそこに人がいたのを僕は見たことがないんですよ。

そういった施設の再編の中で、そういった機能を新たな施設へ引き継ぐということになりますと、その理由や考え方についても市民に対して丁寧に説明していく必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。

人権資料室の機能を（仮称）多世代交流拠点施設に引き継ぐこととした理由について、本市のお考えをお示してください。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

同和問題をはじめとする各種人権課題については、人権をめぐる社会情勢の変化に伴い、複雑化、多様化しております。本市といたしましては、これらの課題に対応するため、個別課題の解決に向けた事業を包括的、横断的に行う必要があると考えております。

令和2年3月策定の富秋中学校校区等まちづくり構想及び令和4年3月策定の（仮称）多世代交流拠点施設基本計画に基づき、人権文化センター等の既存の公共施設を再編、機能統合する中で、人権資料室が担ってきた人権文化の普及に関する調査及び研究、人権啓発という機能につきましても継承することといたしました。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 多世代交流拠点施設への機能継続の考え方に対してはお聞きいたしました。

一方で、人権資料室の配置場所について、今回、富秋中学校校区に整備される施設の中に位置づけられていると聞いております。

人権啓発というのは特定の地域だけに関わるものではなく、市全体で取り組むべき問題であり、全ての市民が対象となる取組であると私は考えております。そうした観点から見ますと、人権資料室を特定のエリア——これはいつもあるところのエリアということ——に

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ついて設置する理由についても、そしてその必要性や考え方を明確にしていく必要が私はあると考えております。

そこでお伺いいたします。

富秋中学校校区に人権資料室を配置する理由について、本市としてどのような考え方に基づいているのかお示してください。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

(仮称)多世代交流拠点施設は、富秋中学校校区等まちづくり構想及び(仮称)多世代交流拠点施設基本計画に基づき、現施設の再編と機能統合の一環で施設配置や機能の検討を行ってまいりましたことから、事業の性質上、当該エリアに設置しようとするものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 今回の富秋校区の再編については、やっぱり地域性を薄めたいであったりとか、いろいろ差別をなくしていきたいというようなことが目的だというふうに私は思うんですけども、しかしながら、今言ったように人権資料室が担う役割は市全体、ひいては広くそういった人権啓発の拠点として機能させるというような本来目的があるというふうに思います。その設置場所については、市全体の施設の配置や利用者のしやすさといった観点から検討する必要もあるのではないかというふうに思います。

何が言いたいかといいますと、富秋中学校校区にその物を置くということ自体が、私からしたらその意義というところに対しては、やっぱり和泉市というのは全体的なところに対してやっぱり人権啓発活動、ましてや縁もゆかりもないような地域、特にそういう地域に対してやはりこういったことをしましょう、知ってくださいね、こういうことをしては駄目ですよというような啓発する意義があると思うんですけど、地域の人々は、この人権文化センターのこの資料室の周辺の人が多分深い歴史を知ってますし、そんなことをおまえらに言われんでもわしらは知ってますよというような人が多い中で設置する意義がどういうふうにあるのかなど、僕はちょっとクエスチョンになるんですよ。

そこで、確認の意味も含めてお伺いいたします。

今回、人権資料室を富秋校区に設置するに当たり、他の公共施設や別の地区への配置について検討を行った経緯があるかどうかお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

現時点において他の公共施設への移設等は検討しておりませんが、展示内容の工夫等により、特定の地域にとどまらない広く市民に開かれた情報発信と啓発に努めてまいります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 質問するとそういったきちんとした目標、目的、そして内容、概要があるというのは分かるんですけども、じゃ、人もいない、逆に僕は言葉悪いですけど、ちょっと電気を暗くすればお化け屋敷にも見えらんことのないような感じの展示の仕方をしていることが、今おっしゃったような目的の達成に準ずるためにやってることと言えるのかなというふうに思います。

本当にそういった人権問題を取り上げながら広く皆様に周知していった中で、人権啓発、そして人権問題を取り上げていくという気持ちが本気であるのであれば、やはり私はいろんな地域にそういった形で資料館を移設する、場所を変えるというのも普通は検討するべきだというふうに思います。そういった地域だからそういったものを置くというような安直な考え方を持つというのは、本来の目的とは大きくかけ離れてるというふうに思いますので、この辺を指摘してこの項は終わります。

次に、予算書111ページに計上されております情報化推進事業、ガバメントクラウド利用料についてお伺いいたします。

本事業は市役所の業務の根幹である住民基本台帳の税情報など、重要な個人情報を取り扱う基幹系システムの運用に関する経費であると理解しております。

近年、企業や行政機関においてもサーバー攻撃や情報漏えいといったセキュリティー事件が相次いでおり、例えば大企業であるアサヒビールの事例でも大きな社会的影響が生じるところでございます。自治体においても住民情報は極めて重要な個人情報を扱っていることから、システムの安全性や信頼性の確保は非常に重要な問題であると考えております。

そこで、まず基本的な点としてお伺いいたします。

今回の市のガバメントクラウドへの移行する目的や背景について、どのような効果を期待しているのかお示してください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ガバメントクラウドへの移行については、デジタル庁が提供するクラウドサービスを利用することで、コスト削減、セキュリティーの品質向上、開発スピードなどの向上を目的とするものです。特にセキュリティー面については、全自治体においてデジタル庁が提供することにより、一定基準以上のセキュリティーレベルを担保することを目的とするものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 ガバメントクラウド導入目的については理解しました。基幹系システムについては国が定める一定のセキュリティー基準の下でガバメントクラウドを利用する仕組みがあるということは理解しております。

一方で市が運用している業務システムは基幹系システムだけではなく、例えば公益住宅管理システムなど、ガバメントクラウドとは異なるクラウドサービスを利用しているシステムも存在していると認識しております。また、システムによっては市役所内にサーバーを設置して運用している、いわゆるオンプレミス方式が採用されてる場合もあります。

そこでお伺いいたします。

ガバメントクラウド以外のクラウドサービスでオンプレミスの方式システムについて、本市はどのような考え方で選択しているのか、またそれぞれのセキュリティーの対策についてどのように確保してるのかお示してください。

○関戸繁樹委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

クラウドサービスとオンプレミス方式については、システムごとにサーバーなどの機器も含め、一体的に事業者が構築及び保守を行うことが通常であり、選定時の事業者の提案により、価格面、セキュリティー面などから業務システムごとに異なるものです。

また、クラウドサービス及びオンプレミス方式のどちらにおいても、インターネット網から隔離された専用線などのネットワーク環境下で利用しており、またファイアウォールなどにより、外部からの情報漏えい、不正なアクセス等の防止を行っているものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 専用の利用やファイアウォールの設置などにより、一定のセキュリティー対策を講じていることについては理解いたしました。

しかしながら、先ほど申し上げたアサヒビールの事例のように、大企業が構築したシステ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ムがあってもサーバー攻撃や情報漏えいのリスクを完全に排除することは難しく、100%安全なシステムというのは存在しないとも言われております。

仮に自治体の業務システムが攻撃などにより停止した場合、住民基本台帳、税、福祉など多くの窓口業務がシステムに依存している現状においては、市民サービスの提供に大きな影響が生じる可能性があります。そのため、万が一セキュリティー事故やシステム障害が生じた場合に備え、業務を迅速に再開できる体制を整えておくことが非常に重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

万が一システムの障害やセキュリティーアクシデントが発生した場合に備え、本市において業務データのバックアップなど、どのような方法や体制で管理されているのかお示してください。

○関戸繁樹委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

バックアップについては、業務ごとに頻度や保存方法などは異なるものの、基幹系システムなどの窓口業務で利用しているシステムをはじめ、電子決裁システム、会計事務システムなど、内部の事務で利用するシステムも含め、クラウドサービスやオンプレミス方式にかかわらず行っております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 ありがとうございます。あとはもう意見を言うておきます。

バックアップ体制についてはシステムごとに、今回あちこちの課がまた、前はいろんなシステム、国の推奨システムであったりとかオラクルのシステムだったり、いろいろ会計上システムであったりとか、システムがあちこちで別だったんですよね。それが今度何かやるよといったときに、互換性がないとか、だから一からもう一回データをつくり直さなあかんとかいう問題があったんですよ、過去にね。

今回、このクラウドサービスを使うことによって一元化できるよと言いながら、各ところがまた違うクラウドサービス、クラウドサービスというふうな形になり出してるんですよね。そうしたことによって一元化しにくい部分もあるというのは理解しました。説明を受けたときに、一応一番大事なものを一番セキュリティーの強いところにクラウドに入れてる、その次は2番目、3番目というような形で、3番目でも十分なセキュリティーというのは聞いて

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ますけれども、そういった形でやっぱり分けざるを得ないと言いながら、このバックアップもバックアップ機能があるんですよね。しかしながら、じゃ、ほんならアサヒのような大きな企業であっても、そういったところが攻撃されるという業務が止まってしまったというようなことがあるということは、そのバックアップ機能も機能しなかったということが想定できますよね。

ということは、やはり何かというたら、つながっていないことが一番最高のバックアップなんですよね。ということは、単独でこの行政に一つのサーバーを持つことによって、それをオンラインでつながないことにすることによってセキュリティー段階も上がる可能性もありますんで、いろんな方法があると思いますんで、その辺は専門家でまた今後構築する考え方をちょっと1回検討していただきたいと要望して、この項は終わります。

次に、119ページ、公共交通対策事業についてお伺いいたします。

公共事業対策事業について、本事業は南部地域における公共交通の利便性向上や移動手段の確保を目的として実施されるものであり、交通事業者や商業施設等と連携しながら新たな移動手段の可能性を検討する取組であると認識しております。これはさきの一般質問でも私もさせていただきまして、早急に予算づけしていただいたことに対しては大変感謝申し上げます。特に山間地域においては、路線バスの本数や運行ルートの制約などから移動手段の確保が地域課題となっており、公共交通を補填する新たなモビリティの導入は重要な政策の一つであると考えております。

そこで、まず基本的な点としてお伺いいたします。

本事業として実施される地域交通共創モデル事業の概要について、実施実験の時期や取組内容、そしてまた期待される効果などを含めてお示しください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

本事業は中山間地域において公共交通を乗り継いで移動する納花をモデルに拠点整備を推進するため、モビリティハブの実証実験を商業施設と連携し、交通事業者等との共創として本年8月から翌年3月までの8か月間の実証実験を予定しております。

また、商業施設内の待合スペースを活用したバス待ち空間を創出し、バス接近情報やデマンドバス予約環境を整備していくほか、町の保健室や読書など、市民が行きたくなる、出かけたくなるまちづくりを推進し、市民の健康増進、交流による生きがいの向上をめざすと

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

もに、商業施設を基底に南部地域への交通機能の補完的役割を担うシェアサイクルの導入も併せて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 さきの質問でも取り上げましたシェアサイクルの実証実験について前向きな検討をしていただき、早期に実行していただくことに対しては感謝申し上げます。

シェアサイクルは既存のバスやオンデマンドを補完する新たな移動手段として期待できる取組であり、特に南部地域のような山間部地域においては、移動手段の多様化という意味で大きな可能性があるとは私は考えております。

そこでお聞きいたします。

今回の予定されているシェアサイクルの実証実験について、準備する電動アシスト自転車の台数やポートの設置数など、具体的な事業内容についてお示してください。

○関戸繁樹委員長 交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

電動アシスト自転車は7台、ポートは起点となる商業施設内と槇尾学園を含む南部地域内に2か所、計3か所を想定しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 商業施設内にポートを設置し、モビリティハブとして活用する考えについては理解しました。

一方で南部地域においてポートをどこに設置するかという点は、利用のしやすさの観点を左右する非常に重要な要素であると考えます。特に通勤、通学でバスを利用される方や、日常生活の移動に公共交通を利用される方にとって、ポートの位置が適切でなければ実際の利用につながりにくい可能性もあります。

そこでお伺いいたします。

南部地域におけるポートの設置に、どのような考え方や基準に基づいて設置場所を想定しているのかお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

南部地域内のポート設置の考え方ですが、路線維持バス発着のバス停付近を想定し、通勤、

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

通学で納花まで路線バスで来られた方が横山地域までの移動保管手段としてシェアサイクルの利用を想定しており、送迎距離の縮減など、家族の負担も軽減されると考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 南部地域におけるポートの考え方については理解しました。

しかしながら、このシェアサイクルはあくまでも実証実験で導入されるものであり、その目的は実際の利用状況を踏まえながら地域における新たな移動手段として有効性を検証することにあると考えます。そしてその意味は、実証実験でその設計計画そのものが利用しやすく実態に即したものでなければ、データというのは私は取れないと。何が言いたいかといいますと、この地域の今テストすることが結果が悪かったら、この事業は頓挫するというふうには私は考えておりますので、非常に期待が高いだけに、やはりそういった実用実態とリンクしたようなポートの設置を私は要望したい。

その中で、今回検証実験の目的について、市はどのような課題の解決を検証しようとしているのかお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

特に通勤、通学を対象に現行の路線バスや路線維持バスの運行で全ての移動ニーズをカバーできていない点や、チョイソコいずみの予約が取りにくい時間帯の新たな移動手段の可能性検討としてシェアサイクルの実証実験を行っていくものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 まさに実証実験の目的はそこにあると思います。財源を投じて実証実験を行うのであれば、地域にとって利用したくなるような場所にポートを設置しなければ意義がありません。バスの本数の増便や車両の増車となれば大変多くの経費もかかると思います。最少で最大の効果を生み出すような取組を考えるべきだと私は考え、このシェアサイクルに期待を寄せているわけです。

これは私の考えるポートの設置の基本的な根拠と考え方ですが、人が張りついている地域に拠点を置き、例えば槇尾学園ではなく、横山のJAのところに置くと半径50メートルの円を書いたときにほぼほぼ住宅地が張りついているんですね、JAのほうは。ところが槇尾学園でしたら65%が森林なんです。人の住んでないところにポートを置くよりも、人の住んで

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

いるところにポートを置くのが、これはもう合理性としては正しいのではないかというふう
に考えております。

ほんで、行きしなは大体就業時間が会社の始まる時間、これ一緒ですよ。ということは、
行きはそんなに困ってないんです。困ってないことはないけど最低限何とか調整できるんで
す。帰りなんです。早く学校が終わった、仕事が早く終わった、今日は仕事が遅くなった
というときに、やっぱりこの納花からのジョイントのアクセスが悪過ぎるんで、そういった
場合に、上に帰るときに、迎えに奥さんやお父さん、おじいちゃんに迎えに来てもらわな
あかんようなことがないような形でこのポートが使えるようになるということが私は理想だと
考えております。

そこでお伺いいたします。

ポートの考え方を見直すことはできるのかお聞きいたします。

○関戸繁樹委員長 交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

ポートの設置につきましては、委員の御意見やシェアサイクル事業者のノウハウやテクニ
カルな面も参考に、実施に向けては検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 また検討していただけるというお答えをいただきましたので、このことはこ
の項で聞いておきます。

次に、123ページですけれども、これは他の委員さんも言ってましたので、申し訳ないで
す、意見だけ言わしてもらおうような形にいたします。申し訳ございません、調整していただ
いた職員の皆様。

この防犯灯電気料金の全額補助金は、地域の安全や確保やそういう自治体の負担軽減とい
う観点からは非常に意義のある取組であると私も考えております。防犯灯は地域の夜間の環
境の改善や犯罪抑止に大きく寄与する重要なインフラであり、地域の皆様の協力によって維
持されたものであることから、行政としてその責任の負担軽減に取り組むことは安心・安全
なまちづくりの推進という観点でも大変重要であると考えます。

一方で、現在の制度では町会・自治会が電気代を一度払った上で補助金申請を行う仕組み
となっていることから、事務手続や補助金立替えなど、地域側の負担が一定残る状況にあり
ます。本市においては防犯灯が約1万4,000灯に上ると聞いており、名義変更など手続には

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

一定の時間調整が必要になることは理解しておりますが、将来的には、何が言いたいかという、要するに町会が今までのどおりでこっちからお金の補助を出すというような形になると2度手間なんで、ほんまに町会の苦勞を少しでも軽減させたと思うのであれば、もう市が全部管理していくんですよね。電気料金も直接支払いできるような形にしたらどうかというのが私の今回の提案でございます。

そうしないことで一応立替えが発生するような町もあるというふうに聞いておりますので、他市でもそういった形を導入している市もあると聞いておりますので、またその辺を検討していただきますようよろしくお願いいたします、要望してこの項を終わります。

次に、予算書125ページに計上されております国際交流事業について質問いたします。

本事業は姉妹都市であるアメリカ・ブルーミントン市との学生交流事業に関する経費として計上されてるものと理解しております。姉妹都市交流に単なる一時的な訪問交流にとどまるのではなく、青少年の国際理解を深めるとともに、将来的には市民レベルの国際交流の基盤を形成する重要な事業であると認識しております。

そこでお伺いいたします。

本来、来年度予定されている姉妹都市交換学生の受入れ事業について、受入れ人数、引率者の人数、滞在期間、主な交流内容、具体的な実施予定の概要についてお示してください。

○関戸繁樹委員長 答弁。

生涯学習担当課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本です。

これまで友好姉妹都市アメリカ・ブルーミントン市としての隔年で学生派遣の受入れを行ってきたことから、来年度につきましては、交換学生10名、引率2名の受入れを行う予定でございます。

期間につきましては10日間を予定しておりまして、内容につきましては、まだ完全に確定的な内容でございませんが、ホームステイによる受入れを行った中で、ホームステイの方々の交流会や、あと市内観光等、また学校訪問等を予定しております。

以上でございます。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 来年の学生交流の の予定については確認いたしました。

私は令和6年度第2回定例会の一般質問において、姉妹都市交流の事業について、単に学生を派遣して終わるのではなく、派遣経験を持つ若者がその後国際交流活動に関わり続ける

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

仕組みを構築することが重要でないかと申し上げました。具体的には交換学生と派遣された方々を中心に、OB・OG会や同窓会組織を設け、継続的な交流や国際交流事業の発展につなげていく仕組みを構築してはどうかと提案を行ったところです。こうした仕組みを整えば、過去の派遣学生の経験や知識を生かしながら市民レベルの国際交流の広がりにもつながると私は考えております。

そこでお伺いいたします。

OB・OG組織の立ち上げに向けた現在の取組状況や進捗状況について、どのような検討が行われているのかお示してください。

○関戸繁樹委員長 生涯学習担当課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

OB・OG会の立ち上げにつきましては、市の国際事業に大きく貢献をいただいています和泉市国際交流協会とも連携をして進めていくべく、派遣学生の規約を改正し、OB・OG部会を立ち上げており、今年度派遣した交換学生は自動的に新たに位置づけたOB・OG部会に加入する仕組みへと変更しています。また、過去の派遣学生につきましても、令和6年12月にOB・OG会の設立の検討に関してお知らせを送付したところ、2年前に派遣した学生を含む8名から回答をいただけた状況でございます。

また、令和7年4月には国際交流協会の日本語ボランティアや通訳ボランティア等について定めた国際交流協会国際交流ボランティア規約の改正を行い、新たにOB・OG部会について同規約内に位置づけを行いました。

以上でございます。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 それでは、OB・OG部会の立ち上げに向けた取組については本当にありがとうございます。

姉妹都市交流事業は交換学生の派遣や受入れだけで完結するものではなく、これまでの事業に参加した人材を生かしながら交流の輪を広げていくことが、事業の継続性や発展性の観点からも重要であると考えております。

その意味においても、OB・OG部会がどのような役割を担い、どのような部活を行うかは大変重要であると考えます。例えばこれまでの交換学生として参加された方々の体験を今後の参加希望者に伝える機会を設けたり、受入れ学生との交流活動に関わっていただくなど、

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

様々な活動用の可能性が考えられるところです。

そこでお伺いいたします。

国際交流協会のOB・OG部会について今後どのような具体的な活動を想定しているのか、また、姉妹都市交流事業や市の国際交流事業にどのように生かしていくお考えなのかお示しください。

○関戸繁樹委員長 生涯学習担当課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

来年度実施予定の交換学生受入れ事業では、OB・OG部会を含めた国際交流協会と受入れ学生との交流会を実施する準備を進めております。また、交換学生の派遣の年には、派遣対象者の事前研修会において、派遣事業に参加したOB、OGに実体験をお話しいただく場を設けるなどを検討しております。あわせて、市や国際交流協会が行っています事業やイベントについても情報発信を行い、長く交流が続くような仕組みづくりを検討しています。

以上でございます。

○関戸繁樹委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 ありがとうございます。僕も同じような期待をしております。

そして、こういったことに対して、やはり今まで多くの方が参加していただいたと思うんですけども、残念なことにこのOB・OG部会を立ち上げるとなるときには、やっぱり近々の若い学生たちは参加するよという意思を示してくれたけれども、やっぱり成人になって社会人になった方はなかなかそういった機会に、一定やっぱり離れてしまったんで、これは多分一旦切れると、身内も一緒やと思うんですけど、なかなか連絡が取りにくい、またほんで行きづらいというような形になるかというふうに思うんで、その辺に際してはきちんとそういったことをやっぱり検討した中で、もっと今まで行った人がだんだん人数としては膨れ上がっていきますよね。1つのまた新しい組織として部会が立ち上がっていく中で交流を広げていくということは大変重要なことだと思いますし、いつまでも行政だけが旗を振るのではなく、やはりそういった今度は部会が中心になって、じゃ、こんなことをやろうよ、あんなことやろうよというような、そこが今度中心となって旗を振ってくれるような、国際交流協会とうちのこの部局が後ろのバックアップをするような、これが一番僕は理想的な形であるのかなというふうに思いますんで、そういった形になることを僕も協力するところは全

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

面的に協力してまいりますので、どうか今後ともよろしく願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○関戸繁樹委員長 他に質疑の発言はございませんか。

吉川委員。

○吉川茂樹委員 公明党の吉川です。何点かお伺いしたいと思います。

まず、93ページ、安全衛生事業でストレスチェック委託料について、97ページ、市政情報発信事業、報償費で広報いずみ配布謝礼について、あと99ページ、市民相談事業、12委託料で司法書士相談委託料について、103ページ、人権文化センター総合生活相談事業の委託料、ここで総合生活相談委託料と心理カウンセリング相談委託料があります。これについてお伺いしたいと思います。次に113ページ、情報化推進事業で17備品購入費について、119ページ、公共交通対策事業、負担金補助及び交付金で、先ほど坂本委員さんからもありましたけど、地域交通共創モデル事業負担金について、最後123ページ、地域防犯対策事業、これも先ほど議論がありましたけれども、防犯灯の料金補助についてお伺いをしたいと思います。以上です。

ちょっと午前中の委員の質疑等でも重なる部分があるかと思うんですけども、同じ質問になって恐縮なんですけれども、続けたいと思いますのでよろしく願います。

まず、ストレスチェックのことについてお伺いします。

まず、内容についてどのようなものかお聞かせをいただきたいと思います。

○関戸繁樹委員長 答弁。

人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

ストレスチェックについては、労働安全衛生法第66条の10の規定に基づき、職員に対し、1年に1回の実施が義務づけられているものです。

内容としては、職場における仕事の量や質といった心理的な負担、対人関係や職場環境のストレス、疲労感や不安感、上司や同僚による支援に関する項目について個人ごとにチェックシートで回答することで、ストレスの程度を点数化して評価するとともに、その評価結果を踏まえて高ストレス者を選定し、高ストレス者の中から本人の希望により、医師による面談を実施しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

内容については分かりました。

そうしましたら、過去3年間の受験率や高ストレス者数、また医師面談の実施数をどのように捉えてるかお伺いしたいと思います。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

対象者数に対する受験者数と受験率につきましては、令和5年度が1,593人中1,576人で98.9%、令和6年度が1,673人中1,606人で96%、令和7年度が1,681人中1,573人で93.6%になります。

高ストレス者と医師面談の実施数につきましては、令和5年度が206人に対し6人、令和6年度は199人に対しゼロ人、令和7年度が203人に対し12人になります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

今、数字をいただきました。高ストレス者数の方が令和5年が206人、令和6年が199人、令和7年が203人ということなんですけども、過去3年間の病気休暇の取得者数と取得理由が精神疾患の人数というのを教えていただけませんか。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

長期の病気休暇の取得者数と精神疾患の人数は、令和5年度が48人に対し33人、令和6年度が58人に対し33人、令和7年度上半期で40人に対し27人になります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

令和7年度でも上半期40人の方に対して27人の方が精神疾患で休暇を取られてるといことなんですけども、数字を聞いてみますとやはり増加傾向にあるというのが出てくるんですよ。職場での仕事の量や質、また対人関係でのストレスが一つの原因として考えられるわけなんですけども、この実施が義務づけられているストレスチェックをどのようにこの精神疾患等の中で活用されているのか、その辺については市の見解はどうなってますか。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

個人のストレスチェックの結果については、解雇、昇進、また異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者が知ることは法律上禁止されているため、人事課では把握できませんが、本人の気づきとセルフケアにつなげております。

また、市全体に加え、所属、職階、職種、年齢、性別ごとに集団分析を行っており、その結果については部長を通じて各所属に周知するとともに、労働安全衛生委員会にも報告し、職場環境の改善に活用しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

民間の同じ規模の、和泉市役所で1,500人ぐらいですか、職員さんが関わっていただいている方が、大体それぐらいの民間さんの会社とすると、やっぱり行政職という方は結構ストレスを抱えてる率というのが高いというのが出てます。これは厚労省なんかでも出てるわけなんですけども、やはり市役所特有の構造的な原因があるんじゃないかなと。それは住民さんに対するストレス対応ですよ。クレームであったり、市民さんが感情的に言ってきたらそれに対してずっと受け止めなきゃいけないというような、そういう部分であったり、また業務の複雑化ですよ。高度化であったり、今、ITであったりいろんなものを取り入れてやっていかなければならない。それに対応する、できる、できないというようなことも結構絡んでくるんじゃないかなと思ってます。

また、人員不足の慢性化というのもあります。異動サイクルが短い、大体5年ぐらいで違う部署に行ったら、また改めて新しく仕事を覚えていかなければならないというようなストレスもあります。そういうことを考えますと、本当に先ほどお伺いしましたけども、今年だけでも27の方が長期休暇を取られてるわけですから、そういう部分から見ますと、やっぱりどうしてももう少しゆとりまではいかなくても、本当に職員の皆さんがきちっと仕事ができる環境づくりというのは非常に大事かなと思ってます。

このストレスチェック1つ取ってみても、やはり数字として上がってきてるわけですから、その辺についてはやっぱり職員の募集であったりとか、専門職の募集も、それも今やっていただいているわけですけども、さらにその辺はきちっと対応していただきたいと、これは要望しておきますのでよろしくをお願いします。

ごめんなさい、もう一つ、この安全衛生委員会って、そこにも報告をしてるということな

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ので、これは労使関係の形の中でされてると思うんですけども、その辺についてもきちっと連携を取っていただいて対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

この件については終わります。

続きまして、97ページの市政情報発信事業、広報いずみの配布謝礼についてお伺いをいたします。

まず、この委託料につきまして、先ほどもあったかと思うんですけども、内容について再度お伺いできますでしょうか。

○関戸繁樹委員長 答弁。

いずみアピール担当課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

広報いずみは町会・自治会を通じた各世帯への配布と、町会・自治会未加入で配布希望の世帯への戸別配布の2通りのほうで配布を行っています。

町会・自治会を通じての配布は、公益社団法人和泉市シルバー人材センターから町会・自治会へ宅配した広報いずみを町会・自治会の担当者から会員宅へお届けいただいております。また町会・自治会未加入の世帯では、シルバー人材センターからの戸別宅配によりお届けしております。

広報いずみ配布謝礼は、町会・自治会を通して配布をしていただいた謝礼としてお支払いし、広報いずみ等配布委託料はシルバー人材センターから町会・自治会への宅配、または町会自治会未加入世帯の宅配に係る費用として支出しています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

そうしましたら、次お伺いしたいのは、町会・自治会を通じて配布する場合とシルバー人材センターの皆さんに戸別配布をお願いしている2通りあるという答弁だったかなと思うんですけども、配布単価についてはどうなんでしょうか。一応同額とはしてると思うんですけども、その辺についての見解をお伺いします。

○関戸繁樹委員長 いずみアピール担当課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

町会・自治会を通じた各世帯への配布、シルバー人材センターからの個別配布、いずれの配布単価についても同額としており、配布方法による単価の違いはございません。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

単価の違いはないということなんですけども、そうしましたら、例えば町会未加入世帯に対しては個人個人でシルバー人材センターのほうに連絡をして、配布してもらえませんかということで登録して配布していただいていると思うんですけども、町会・自治会からもうちょっと広報の配布がしんどいねんというような声があった場合、全戸配布をシルバー人材センターに担ってもらおうということは可能なのでしょうか。

○関戸繁樹委員長 いずみアピール担当課長。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

これまでシルバー人材センターと協議してきた中では、受託いただける業務量には限度があると考えておまして、現時点では全部を切り替えるというような調整は行っておりません。町会・自治会の御意見を踏まえつつ、最適な方法を検討、調整する必要があると考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

これまでは広報をそれぞれ渡していくことで地域のコミュニティーが図られるというようなことで、町会・自治会のほうも受けていただいているんですけども、今、町会・自治会の全体の加入率が42%でしたかね。42%の今度世代別のデータというのは今日はもらってないんですけども、逆三角形の形になろうかと思うんです。若い世代というのはなかなか町会・自治会には入っていただきづらいというふうな現状があると思うんですけども、今後はこの広報いずみもやはり全戸配布はできるような体制の仕組みづくりというの、もうそろそろ考えていっていただきたいなと思ってます。

何かお願いするときには委託先にシルバー人材センターと出てくるんですけども、別に民間事業者でも全然構わないわけですよ。だからその辺と契約をして、自治会にはもうこのA事業者のほうにお願いするというような、そういう今後の方向性というの、今日これに対

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

しての御意見というのは、答弁というのは求めませんけども、これからはしっかりとその辺も考えていただきたいと、このことは強く要望して、この件については終わります。

次に、99ページ、市民相談事業の12委託料で司法書士相談委託予定というのがあります。

これについて、まず内容についてお示しいただきたいと思います。

○関戸繁樹委員長 答弁。

くらしサポート課長。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

司法書士相談委託料は、市民からの相談に対し無料で相談を受けることを目的として、大阪司法書士会に事業委託を行っているものです。

従来から月に1回、1人当たり30分、1日6人までの事前予約制で相談を受け付けておりましたが、近年は相談件数の増加が顕著であり、相談の待機期間を軽減するため、令和7年度から2か月に1回、相談日の増設を行っております。

令和8年度についても、令和7年度と同様の事業内容として予算計上をしたものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

令和7年度から相談日が増えているということなんですけども、相談の待機時間が少し改善されたということですが、現在もその状況について変わりはないでしょうか、お伺いします。

○関戸繁樹委員長 くらしサポート課長。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

司法書士相談の待機期間につきましては、令和6年度までは3か月以上あったものが、令和7年度に入り約2か月程度と軽減されており、現在も待機状況は同様となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

待機時間が軽減されたとはいえ、市民にとってはまだまだ長いというような状況が続いていると思います。いろんな悩みを抱えた中で、1か月、2か月それをずっと持っていなければならない、それを抱えたまま生活をしなければならないというのは本当にストレスも感じますし、大変かなと思います。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

そういうようなことを考えると、相談日のさらなる拡充というのが必要かなと思うんですけども、現状についてはどのようなものになってるのか教えていただきたいと思います。

○関戸繁樹委員長 くらしサポート課長。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

司法書士会と司法書士の派遣回数増に向け協議を実施しましたが、相続登記の義務化の影響等から司法書士の業務が増加しており、市町村に派遣する司法書士の確保が困難であることから、相談日の増加については継続協議となったものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

継続協議となっているということなんですけども、ちょっと意見を申し上げますと、いろいろすり合わせの中で聞いた中では、1日来ていただいて7,000円ということでしたよね。

1日7,000円で6人の方の相談を受けていると。普通、弁護士事務所へ行けば大体通常で30分で5,000円ぐらいかなと。6人受けたら3万円なわけですよ。それを、弁護士と司法書士とを比較してどうかなとは思いますが、やはりちょっと単価が安過ぎるんじゃないかなと思ってます。

市民の要望というのはまだまだたくさんあるわけです。空き家対策という部分から考えましても、相続関係であったり、今後の対応ということであれば、やはり司法書士さんをお願いしなきゃいけないということで、市民さんというのはこれからもどこに相談に行ったらいいんやと、くらサポに電話して聞いたら3か月先しか駄目ですよというようなことであれば、なかなか市民要望に応えてないと思うんですよ。

そういう部分では、この委託料というのはもう少し単価を上げていただいて、やはり司法書士会のほうとの協議をしていただいて、何とか相談回数を増やしていただきたいと思えますので、これは強く要望しておきますので、よろしくお願いします。

次に、103ページの人権文化センター総合生活相談事業、12委託料の総合生活相談委託料と心理カウンセリング相談委託料についてお伺いします。

まず、総合生活相談委託料の委託内容と委託先についてお伺いをしたいと思います。

○関戸繁樹委員長 答弁。

人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

総合生活相談委託料につきましては、隣保館の根幹事業である総合生活相談事業として、市民を対象に日常生活に関わる生活上の相談及び人権に関わる相談を受け、適切な助言、指導を行うもので、専門的な知識やノウハウを有する事業者に業務を委託するものです。

委託先につきましては、和泉市人権協会です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

午前中、原委員のほうからもこの人権協会についてる質問等もあったわけなんですけども、この和泉市人権協会に委託しているということなんですけども、どのような団体なのかお聞かせいただきたいと思います。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

和泉市人権協会は、本市が推進する人権行政の施策に協力し、あらゆる差別のない人権尊重のコミュニティーの実現に寄与することを目的に設立された任意団体で、その目的、活動に賛同する本市の人権行政に関わる団体によって組織されております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。任意の団体ということで、これは聞いておきたいと思います。

そうしましたら、この生活相談なんですけれども、どのような方々を対象に、どのような内容の相談を受け付けているのかお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

総合生活相談は和泉市民を対象として実施しております。

相談内容としましては、日常生活の中での身近な問題から、福祉、進路に関するもの、そして特に人権に関わる問題として、いじめや悩み、インターネット上での差別や誹謗中傷など、多岐にわたる相談を受け付けています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

日常生活の中での身近な問題等、いろいろ様々な多岐にわたる相談を受け付けているとい

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

うことなんですけれども、令和6年度の相談内容と件数についてお伺いしたいと思います。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

令和6年度の相談内容及び相談延べ件数につきましては、人権に関する相談が13件、進路選択に関する相談が138件、生活福祉に関する相談が22件、教育、保育に関する相談が27件、就職、就労に関する相談が13件、住宅に関する相談が29件、その他の相談が89件の合計331件です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。一応これはこれで聞いておきます。

次に、心理カウンセリング相談委託料について、委託内容と委託先についてお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

心理カウンセリング相談委託料につきましては、総合生活相談においてカウンセリングを必要とする相談者に対して、メンタルヘルス対策への援助、人間関係開発への援助といった専門的視点からの指導、助言を行うもので、公共団体等へのカウンセラー派遣の実績を有し、経験豊富なカウンセラーが所属している事業者に業務を委託しているものです。

委託先につきましては、一般社団法人日本産業カウンセラー協会関西支部です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

そうしましたら、この一般社団法人日本産業カウンセラー協会関西支部に委託しているということなんですけれども、これはどのような団体なのかお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

一般社団法人日本産業カウンセラー協会関西支部は、公共団体等へのカウンセラー派遣の実績を有し、心理相談に応じてメンタル面のフォローが可能であり、また経験豊富なカウンセラーが所属している事業者です。

以上です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 次にお伺いします。

この心理カウンセリング相談はどのような方々を対象にどのような内容の相談を受け付けているのか、お示しをいただきたいと思います。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

心理カウンセリング相談は、和泉市民を対象として実施しております。

カウンセリングの内容としましては、生き方に関する内容、日常生活における心の悩みなどの相談を受け付けています。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

そうしましたら、令和6年度のカウンセリングの内容及び件数についてお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 人権文化センター所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

令和6年度の相談内容につきましては、対人関係、家族関係、仕事に関する悩みなど多岐にわたっており、相談延べ件数は88件です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

この2つの事業については、取りあえず数字というものがきちっと示されましたので、これはこれで一応聞いておきますので、よろしく申し上げます。

次に、113ページの情報化推進事業、17備品購入費につきまして、1億830万が計上されたかと思うんですけども、この内容について教えていただきたいと思います。

○関戸繁樹委員長 答弁。

I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

事務用備品購入費については、2種類の職員用パソコンを購入するための予算となっております。

その内訳として、1つ目は令和3年度から導入している職員用パソコンについて、新規採

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

用職員の増加や故障により必要となる132台分を購入する費用で、予算額は1,730万円です。次に、2つ目は令和2年度から個人情報を扱う業務で利用しているパソコン390台を買い換えるための費用で、予算額は9,100万円です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

パソコンの購入費用ということなんですけども、最近では市においては職員さん用のパソコンの買換えの際は、リースではなく購入する方法に切り替えると認識しております。

そこで、購入したパソコンは買換えや故障などにより廃棄処分することになりますが、その処分方法についてはどのようにしているのか教えていただきたいと思います。

○関戸繁樹委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

不要となったパソコン等の機器の処分については、情報セキュリティポリシーに基づきながら、委託事業者による記憶装置上のデータの物理的破壊やその消去証明書の作成、市職員の立会いの下、消去証拠の撮影などを実施しており、全ての情報を消去し、復元不可能な状態にした上で処分しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 処分方法については理解をいたしました。

廃棄処分は委託事業者に行っているということなんですけども、情報流出を防止しながら廃棄していることも分かったんですが、万が一情報が流出した際の契約上の事業者等の責任というのはどのように扱われているのか教えていただきたいと思います。

○関戸繁樹委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

契約の履行に関して発生した損害については、第三者に及ぼした損害も含め、生じた必要な費用は受託者の負担とし、契約しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

廃棄処分についてはよく分かったんですけども、今、世界的にいろんな分断が行われてる

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ということで、たまにニュースになってるのが中国のレアアース、レアメタルの件ですよ。このパソコンのもそうなんですけれども、スマートフォンなんか、この中に都市鉱山ということによく言われるんですけれども、都市で廃棄される家電や電子機器などに含まれる金であったり、銀であったり、またそれ以外のレアメタル、これが有用な資源というのがあって、日本というのはその資源というのが非常に多くあるということなんですけれども、日本の現状というのは、地下資源が日本は少ないんですけれども、この都市鉱山に関しては世界の中でもトップレベルの資源を持っているというふうに言われております。ある研究機構によりますと、例えばスマートフォン1台には金が約0.05グラム、ノートパソコン1台には金が約0.3グラム使用されてるということなんですよね。

そういうことを考えると、この廃棄をするというのも、当然情報が外に出るのは駄目なんです。これは絶対駄目なんですけれども、その廃棄の仕方によって、もう少し、どうせ廃棄するのであれば、そのままどうぞ業者さんに廃棄したから持って行ってくださいじゃなくて、市としても違う観点からの廃棄というのも考えていかなければならないと思いますので、これからの課題と思います。

学校関係もそうですよね。今回大きく購入されますよね。それもまた学校のほうが台数は多いと思うんですけれども、それについても同じことかなと思いますので、それはまた学校のとときに、教育委員会のとときにも言いますので、それはそれできちっと、ただ行政として、主導としてやっぱりやっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。この件については終わります。

次に119ページ、公共交通対策事業、先ほど坂本委員のほうからも地域交通共創モデル事業についての概要というのはお伺いしました。よく分かりました。

そこで、次に私がちょっとお伺いしたいのは、事業の積算根拠についてどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○関戸繁樹委員長 答弁。

交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

事業費の概算となりますが、まずバスの接近情報システムやデジタルサイネージ表示システムなど、交通情報システムの構築に要する費用として約800万円、モビリティハブ空間の環境整備に係る備品類や健康福祉などのイベント実施に係る諸経費などの費用として約600万円、またシェアサイクルの実証実験に要する費用として約400万円、事業推進や事業評価

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

などコンサル支援業務に係る直接人件費、一般管理費のほか、コンサル事業者選定に係る委員報酬や費用弁償などを含めた予算計上となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。ありがとうございます。

これからの話に当然なってくるんですけども、この2月から市の北部、北西部地域でA Iのオンデマンド交通の実証実験、無償化で2月、3月はやっていただいています。この実証実験の中でいろいろとまた出てこようかなと思うんですけども、それと併せて、今、富秋のまちづくり構想というのが進められておりますよね。池上小学校の跡地利用、これもいろいろ考えられて、地元ともいろいろお話もされてます。幸小学校の跡地利用に関してもいろいろと今議論がされてる。そんな中で聞こえてくるのが、幸小学校では商業施設の複合施設が持ってくれたらいいなというような話が出てきております。

そういう部分では、僕はこの実証実験というのはすごいいいことだなと思うんですよ。お出かけをするためのこういう施策をひとつ講じておられるなと思うんですけども、今、新しく富秋中学校の校区でまちづくりをやろうとしてるわけなんですから、最初からこういうことを入れ込んでいくという、そういうことも考えてほしいなと思うんです。幸小学校の跡地に商業施設の複合施設、ここに診療所に行く行くは廃止して病院も持ってきてたいと、医療関係も集約したいというようなお話もありますし、道挟んで横には大きな都市公園を造って、体育館をつくりたいというような構想なんかも聞こえてきます。そういう中であって、こういう公共交通システムの新しい分野というのも最初から入れ込んでいくという考え方も非常に重要ではないかなと思いますんで、1つの公共交通の担当課で決めれることではありませんので、全体としていろいろ考えていただきたいと思いますんで、よろしく願いをいたします。これはこれで終わります。

次に、123ページ、地域防犯対策事業で、防犯灯料金の全額補助ということなんです。これもずっと皆さんもおっしゃられてるんで、私も同じ意見なんです。先ほど坂本委員からも、1万4,000灯でしたっけ、あるということで、大変な数を市が電気料金を持っていただけるんやなど、ありがたいなと思うんですけども、担当課といろいろと話ししてましたら、一気にはいきませんが、時間をかければ全額、町会・自治会の手を煩わすことなく補助の体制ができますということですので、年月がかかってもやはりそこはちょっと取り組んでいただきたいなと、これは強く要望しておきますんで、よろしく願いします。

委員長、終わります。

○**関戸繁樹委員長** 他に質疑の発言はありませんか。

小野林委員。

○**小野林治三夫委員** 市民未来の会、小野林です。

総務費から4点ほどお願いいたします。

まず、95ページ、庁舎管理事業の中の電話交換手派遣委託料、次、97ページ、市政情報発信事業の中の広報いずみ等配布委託料、そして119ページ、交通安全施設整備事業の中の通学路安全対策工事費について、最後、129ページ、市民税等賦課事業の中の調査支援委託料、この4つをお願いいたします。

まず、1問目、予算書95ページの庁舎管理事業、委託料として電話交換手派遣委託料1,286万1,000円があります。電話交換手の人件費であると思いますが、代表電話にかかってくる電話の件数及びよく取り次ぐ部署はどんなところにあるのか教えてくださいませんか。また、代表電話にかかってくる電話の件数もどんな傾向にあるのか、添えてお願いいたします。

○**関戸繁樹委員長** 答弁。

財産管理担当課長。

○**中埜文崇総務部総務管財室財産管理担当課長** 財産管理担当課長の中埜です。

令和6年度1年間で代表電話に入電した件数は約11万3,000件あり、取次ぎが多い部署については、正確なデータは取っておりませんが、交換手にヒアリングをしたところ、やはりマイナンバーや福祉、ごみ、税等、暮らしに直接関連する部局が多くなっています。

また、ホームページや広報、印刷物等に記載する電話番号を直通のものにするなど、直通電話番号の普及に努めたことにより、代表電話への入電は平成25年度では28万7,000件あったものが半分以下に減少しています。

以上です。

○**関戸繁樹委員長** 小野林委員。

○**小野林治三夫委員** ありがとうございます。

直通電話の導入によって、代表電話の問合せ件数が減少してきたということでございます。

市民が代表電話に問合せをした場合、担当に取り次がれるまで待たないといけなかったり、また複数の部署をたらい回しになったりして、市民さんは何度も同じ内容を説明しなければならない、そういう場合も多うございます。市民や対応する職員さん共々負担が生じているのではないかと感じております。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

代表電話に入電した場合に、音声ガイダンスに従ってボタン操作を行うことで交換所を通さず目的の担当課へ電話が直接つながり、また音声認識で住民の用件を聞き取り、自動で適切な回答や部署への転送ができるといった仕組みも導入している自治体もあるようでございます。

本市におきましてもそういう取組を導入し、市民の利便性の向上、また職員の負担軽減などを図っていけないものなのでしょうか、お尋ねいたします。

○関戸繁樹委員長 財産管理担当課長。

○中埜文崇総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の中埜です。

本市では現在、保険年金室の直通電話において今年度より自動音声対応システムを導入していますが、代表電話についてはそういった機能は導入しておりません。

委員からいただいた代表電話への自動音声対応システム等を導入するといった提案につきましては、市民の利便性の向上や職員の負担軽減が図られるものと考えます。今後、事業者へのヒアリングや先進自治体へ視察を行うなど、調査研究し、導入に向け前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。ぜひ早急をお願いいたします。

続きまして、次の質問でございます。広報いずみの配布料、これはうちの同じ会派の谷上委員が詳しく質問されて聞いておりますし、他の委員も言っておられます。

結局、今、市のほうでいろんなことを市民さんにお伝えするのに、いろんなことを考えてずっと来てくれたのがこの広報。それ以外、防犯灯の負担金、こんなものが現実、今、町会では大変だということが伝わってきて、議員の皆様も結構質問されてる中で、その負担を軽減しようということで進んでいることは僕も大変その方向でいいのかなと思いつつ、実はいま一つ町会が、先ほども加入率42%といったんですか。これ、減少してきているというのは急じゃないですね。もうずっと前からどうしたものやろとって行政も一生懸命取り組んできている中で、聞きましたところ、昨年11月に町会・自治会における負担軽減に向けた課題解決の指針として活動計画を策定し、町会・自治会の負担軽減への取組を進めていくとのこと。まさしく広報の配布作業、防犯灯補助金の削減、これに進んでいってると思う。だけど、加入率の増加には結びつくんやろかなとちょっと僕は懸念するところなんです。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

そもそも広報を配るという前は、回覧板というのが地域にはもともとあった中に広報が載ってると思う。回覧板というのは、私の記憶では、ちっちゃい頃は隣へ持って行って、そこでこんな回ってきたよ、え、こんなどなん、こんなやわ、へえ、あんたどうする、行く、一遍行く、あんたが行くんやったら行くわとって、こういう地域につながりがあったときの回覧板。これが地域に全部行政のことが伝わった。ところが生活が変わってきて、おうちに誰かがおるとい時代じゃなくなって留守になってきた。留守になってきて、インターホンを押したらいない、いなかったら置いていこうか。これがずっと続いてきたら、この頃インターホンを押してないと思う。地域によってはポストに入れてるだけかも分かん。まさしく校区長さんたちが毎月1回コミセンでいろんな資料を行政から頂いて、重たいのを持って、これは多分車で来ないと来れないぐらいの量が毎月あると思う。これを持って帰ってきて、今度はその地区で各町会の中での役員さんを集めて、今日役所からこんなもってきたとって、その日に配ってくれる町会もあろうかと思います。だけど今度の日曜日にみんな合うから、そのときにしようという町会もあろうかと。こないして、届いたときには1件ずつ回してないから、留守やったらずっとポストに止まったままかも分かん。最後見たら、もう日にちが過ぎてると、こういう苦情も結構私らも聞くんですけど、それはその地域の回し方やいろんなもので、せっかく行政が発信している、今つもりなの。つもりだけ届いてない。そして、じゃ、どうするとって、今、皆さんそういうのはもう直接配ろうよとか、いろんな意見出て、経費の削減にもなるよというけど、私はこれが本当に地域につながりにつながるのか。

防犯灯ももしかしたら今無料でやってくれる、全額市がやるというけど、町会によっては何とか町会に入っておいてほしいとって、せめて防犯灯の料金だけもらおうとって、町会に入らなくてもその料金だけいただいでる地区もあると思う。そないしてつなぎ止めてるけど、今回、令和8年度から無料になったら、あ、私らはほんならもう払わんでええなとって、町会がつなぎ止めてまで今まできた人たちも退会していくと。こういうちょっとしたことが起こってますんで、私の意見としては、じゃ、どうするねんじゃないんですけど、せっかく策定して町会をどないしてかしていこうとって片ややってるにもかかわらず、こういうことがそのほうを向いているんやったらいいんだけど、そこらのちょっと違ってるん違うかなというのはちょっと頭に思っでまして、今日はその質問をさせてもらおうと思っでの2番目でしたんで、意見だけお伝えさせてもらいます。

次に119ページ、交通安全施設整備事業の、これは通学路安全対策工事費640万円について

お尋ねいたします。

まず、この工事の請負費の内容についてお聞かせいただけますか。

○関戸繁樹委員長 答弁。

土木維持管理室管理担当課長。

○田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長 管理担当課長の田中です。

通学時における児童の交通安全対策として、通学路となる道路の路側帯にグリーンベルトを設置し、車道とのめり張りをつけ、より安全な歩行空間として通学時における交通事故を未然に防止することを目的に実施しており、池田下町18号線ほか1路線にグリーンベルトを新設する費用として222万円、また既設のグリーンベルトを塗り直す費用として418万円を計上しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。

このグリーンベルト、平成22年度から進めていただきながら、まだ新設しないといけないというのが来年度あると、まだまだこれからもあろうかと思えます。

そんな中、この令和8年4月、もう来月1日から、改正道路交通法によって自転車にも交通反則通告制度が適用されることから、自転車の通行についても危惧しているのがこのグリーンベルトなんです。そこで、小栗街道など私の近くの幅の少ない短いところの狭い道路においての自転車がこのグリーンベルトを結構通ってるんです。そういうことを見受けられておるんですけども、この4月から変わる中で道路交通法上問題がないのかなとちょっと思いますので、お聞かせ願いますか。

○関戸繁樹委員長 土木維持管理室管理担当課長。

○田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長 管理担当課長の田中です。

グリーンベルト路側帯は原則として自転車も通行可能ですが、歩行者優先であり、通行の妨げにならないよう速度を落とすか、安全な距離を保つことが条件となります。

なお、道路交通法上、車道の左側にあるグリーンベルトのみ通行が可能で、右側通行は逆走となり、4月からは通行区分違反として反則金6,000円が課せられることとなります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 そうですよ。これがルールなんですけど、私もグリーンベルトを一生

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

懸命造っていただきたいと最初からお伝えしながら、あのときぐらいから、学校で人は右、車は左と標語があるやろうかと思ってる。実は朝行くときは右側にグリーンベルトがある。狹隘道路に造ってあるものですから、帰りもその道を帰ったら今度は左側通行になる。もし小学校1年の頃に先生が一生懸命人は右、車は左と教えてたら、我々の時代はそれやったんですけど、子どもから矛盾があるよと行って上がってきてることだと思う。そんな中、教育委員会、教育長おられますけど、質問はしませんけど、学校でそんなん教えてるんやろうか。そんな教えてない人が今自転車に乗るようになったら、今度、4月からそれを守ってくれて教える。そしたらこのグリーンベルトに子どもがいてる。今、グリーンベルトは車歩道別ではなくて共有の場所ですから区別がないんです。ただ車はグリーンベルトは踏まないでくれと。だけど自転車は今も言ったように左側通行せえへんかったら罰金取られると思ったら、当然左側行きよる。来よったときに子どもは左側で歩くんです。

こういうこともございますんで、ちょっとルールは4月から厳しくなって、答弁にもおっしゃってました通行の妨げにならないようにと、これはもう昔から子どもを見たら気をつけてあげよう、お年寄りを見たら周りで気をつけてあげよう、これは昔から当たり前のことなの。ところが今は自分の主張どおり動く人が多いんだよね。この権利みたいな、ルールみたいなのをあまりかたくなに伝えたら、こういうグリーンベルトというのが果たして、私は言いながら、よかったんやろうかなという時代になってきた。

ぜひともそこらもちょっと皆様方もそういう思いで、グリーンベルトの立つ位置というもの、しっかりとやっぱり子どものための安全である、これを前に出してお伝えしていただきたいと思っておりますんで、よろしく願いいたします。

最後、すみません、予算書129ページ、市民税等賦課事業の委託料の相続人調査支援委託料55万円、同じく固定資産税・都市計画税賦課事業、委託料の相続人調査支援委託料66万円について教えていただけますか。

○関戸繁樹委員長 答弁。

市民税担当課長。

○城戸広幸総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の城戸です。

事業内容ですが、納税義務者が死亡した際、市で相続人を調査の上、代表相続人を指定し納税通知書を送付します。近年、高齢者の増加等により調査件数が増加していることから、相続関係が複雑なケースなど、一部の案件に関して相続人の調査を委託するものです。

委託件数は個人市民税で10件、固定資産税で12件を見込んでいます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。

調査件数が増加傾向にあるとのことですが、調査件数の推移とその要因について教えていただけますか。

○関戸繁樹委員長 市民税担当課長。

○城戸広幸総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の城戸です。

調査件数は、税務室全体で令和4年度1,112件、令和5年度1,196件、令和6年度1,212件です。

増加要因は核家族化が進み、同居する親族がなく、戸籍調査により別居の親族を把握する必要のある世帯が増えているためです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 じゃ、調査依頼を行うのは複雑なケースが多いということですが、どのようなケースを想定されますか。

○関戸繁樹委員長 市民税担当課長。

○城戸広幸総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の城戸です。

配偶者や子がない場合、また相続放棄しているケースなどを想定しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 それでは、調査を委託することによってどのような効果を望んでおられますか。

○関戸繁樹委員長 市民税担当課長。

○城戸広幸総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の城戸です。

専門的な知識を有する大阪司法書士会に調査を委託し、相続人を確実に把握することで、相続人代表者の指定誤りを防ぐとともに、職員負担の軽減を図り、適正課税につなげるものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

同じ会派の谷上委員もおっしゃいました、外部委託すると、そうすることによって大変相続するのでも今回も助かるという御意見かと思えますけど、委託が進んでいったら本当の専門職の職員が育っていくのかなという部分も、私も谷上委員と一緒に危惧するところでもございますんで、今回の件数はごく一部の数字でございますけど、そっちへ頼っていくではなくて、そこでノウハウをもらう、もらった中でこっちでそういうプロを育てていくというのもぜひお願いしたいと思えますんで、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○**関戸繁樹委員長** 委員会の途中ですが、ここで午後3時15分まで休憩いたします。

(午後2時51分休憩)



(午後3時15分再開)

○**関戸繁樹委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑の発言はございませんか。

北川委員。

○**北川美穂委員** 北川です。

111ページ、情報化推進事業の12委託料、スマートフォン講習会委託料について、谷上委員と少しかぶるところがあるので、重複しないように1点質問をさせていただきます。

このスマートフォン講習会委託料として80万1,000円が計上されていますが、こちらについては、さきの決算審査特別委員会において令和6年度の受講実績や受講者の声などを確認させていただいたものです。

それでは、令和7年度の開催実績について教えてください。

○**関戸繁樹委員長** 答弁。

I T活用推進担当課長。

○**赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長** I T活用推進担当課長の赤松です。

令和7年度の開催実績については、令和7年10月に市内4施設にて計6日、24講座開催し、延べ83人が受講しております。

また、各施設における実績内訳については、和泉市コミュニティセンターが計1日4講座、延べ16人が受講、和泉シティプラザが計2日8講座、延べ36人が受講、北部リージョンセン

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ターが計 2 日 8 講座、延べ24人が受講、南部リージョンセンターが計 1 日 4 講座、延べ 7 人が受講しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 北川委員。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

令和 6 年度の受講者数が延べ90人であったのに対し、令和 7 年度は延べ83人となっており、若干減少している状況かと思えます。

それでは、受講者の年齢層について教えてください。

○関戸繁樹委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

受講者の年齢層については、70歳代が64.7%と一番多く、続いて80歳代が17.6%、60歳代が15.7%、その他が2%となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 北川委員。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

本事業については、受講者の多くが70歳以上とのことで、スマートフォンの操作に不安を感じている高齢者の方にとって大変意義のある取組であり、デジタル化が進む社会の中で、高齢者の方がこうした講習会を通じてスマートフォンの活用に一歩踏み出しておられることはとても重要なことだと思います。

しかし、受講者数から見ると少人数で丁寧に学べる講習である一方、今後はより多くの市民に参加していただくことも重要ではないかと感じております。本市においては、今後電子地域ポイント事業なども始まり、スマートフォンを活用する機会はさらに広がっていくものと考えております。そのため、高齢者だけでなく幅広い世代の市民がスマートフォンやデジタルサービスをより身近に感じ活用できるよう、操作講習にとどまらず、今後開始される電子地域ポイント事業や公式LINEの活用など、本市のデジタル施策と一体的に推進していくことができればさらに魅力が広がるのではないのでしょうか。

そこで、令和 8 年度の実施に当たり、周知方法などにおいて、講座内容の充実に加え、より多くの市民に参加していただくため、講座の魅力が伝わるような工夫を検討されているのかお聞かせください。

○関戸繁樹委員長 IT活用推進担当課長。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

周知方法については、参加者の年齢層から広報いずみ及び各施設へ設置した案内チラシなど、紙面による募集を行う予定です。

次に、講座内容については、スマートフォンの基本的な操作やカメラ、インターネット、SNSなどの利用方法、オンライン申請や市公式LINEの活用方法など、実際に利用している上での疑問に対する相談会などを予定しておりますが、案内チラシを作成する際は委託事業者とも協議した上で、参加意欲を高めるような内容にて作成いたします。

以上です。

○関戸繁樹委員長 北川委員。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

スマートフォン講習については、受講人数だけでなく、講習をきっかけとして公式LINEの登録数の増加や電子申請の利用、さらには電子地域ポイントが今後導入された際、利用促進につながっているのかといった視点も、事業効果を確認していくことが重要であると考えております。こうしたデジタルサービスの活用が広がることで、窓口業務の負担軽減や行政事務の効率化にもつながることが期待されるところです。

デジタル化の推進が市民の利便向上につながるよう、今後は各施策と連動させながら、講習内容や周知方法についても工夫を重ね、こうした取組の効果についても適切に検証しながら、より多くの市民がデジタルサービスを活用できる環境づくりに取り組んでいただくことを要望し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○関戸繁樹委員長 他に質疑の発言はございませんか。

森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。

総務費から3点質問させていただきます。

まず1点目、111ページ、11役務費のガバメントクラウド利用料等について、2点目、119ページ、公共交通対策事業の路線維持バスの見直しについて、3点目、131ページ、市税収納管理事業、12委託料、WEB口座振替受付サービス導入委託料について質問をさせていただきます。

まず、初めに基幹系システムの標準化についてお聞きしたいんですが、先ほど坂本委員からガバメントクラウドの目的、そして課題、そのとおり質問がございましたので、そこは割愛をさせていただきます。また、原委員から運用経費の高騰についてのお話もございました

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ので、重複するところについては割愛させていただきます。

それでは、まず1点目ですが、今後の運用経費適正化の対策についてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 答弁。

I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

新設の補助金を受けるには、情報システム運用最適化計画を策定し、運用経費の抑制、適正化に取り組むことが必要とされていることから、利用料精査に係る他自治体の好事例を共有する研修会へ参加し、運用経費の精査に努めてまいります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 森委員。

○森 久往委員 運用経費の精査を行うにはシステムやネットワークの構成などに対する職員の専門的な知識も必要かというふうに思いますが、専門性を高める取組などについてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

令和8年度からガバメントクラウドに関連する認定資格を資格取得報奨制度の対象に追加することを予定しており、情報職の専門性向上にも引き続き努めてまいります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。

以前にも質問をさせていただいたわけですが、最後に意見を述べさせていただきます。

国や他自治体とも課題やよい事例を分析して、そして共有していくことが非常に重要であるということを思っております。市民の行政サービスの向上につながるように、今以上に取組を進めていただきたいと思います。終わります。

続いて2問目ですが、予算書119ページ、公共交通対策事業の18負担金補助及び交付金に、バス関連で路線維持バス運行負担金の予算が計上されています。

こちらは路線バスの廃止により、地域が交通空白とならないよう市が代替運行しているわけですが、そのほとんどの路線が和泉中央線にアクセスしています。南海電鉄のホームページを見ますと、今月28日より高野線及び泉北線のダイヤ改正が実施されるとあり、路線維持バスの利用者にとっては、通勤、通学時のバス、電車の乗り継ぎに影響が出てくるのではな

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

いかというふうに懸念しております。

そこで、泉北線のダイヤ改正に合わせて路線維持バスのダイヤ改正を行うか、また南海バスでもダイヤ改正が行われるのか、分かればお聞きしたいと思います。

○関戸繁樹委員長 答弁。

交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

今回実施される泉北線のダイヤ改正は、主に平日の朝のラッシュ時と夕方以降の時間帯のダイヤを微調整するもので、和泉中央駅の発着時刻に合わせて影響がある路線維持バスのダイヤを今月28日の始発から改正する予定です。また、南海バスでも同様に軽微なダイヤ改正を行うと聞いております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。

それでは、市の路線維持バスの利用者への告知はいつ頃予定しているのかお聞きします。

○関戸繁樹委員長 交通担当課長。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

現在、ダイヤの最終調整並びに停留所掲示物の張り替え準備を交通事業者と協議しているところで、路線維持バスの事前告知は今月19日頃から出発時刻変更のある停留所に変更の案内と変更後の時刻表を掲示し、市運行事業者のホームページ上で同様の事前告知を行う予定です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。

まず、この路線維持バスについては、職員さんが非常にタイトなスケジュールを過去から行ってるというふうに思ってます。泉北線はめったに遅延してませんが、バスについては、特に雨天時にマイカー操業による鉄道の駅に乗り入れが非常に多いと、道路の渋滞がありますので、バスの定時運行に支障が来ることがあるということはこの問題については結構聞いております。

そして、ふだんの車利用をバス利用に転換することで、渋滞解消だけでなく、環境保全、そして健康増進、そして快適な生活の第一歩につながるものというふうに、少し大げさです

けど感じております。

また、月に1回は、または1週間に1回はバスに乗ろうと、そういうようなやっぱり広告をやっていくべきだというふうに私は個人的には思ってます。

実は市長の話をさせていただくんですけど、市長は17年前から通勤にバスで通ってるんですね。以前にずっとバスやから、何でバスで通ってるんだと聞いたことあるんですが、やっぱり自分の健康管理、あとは市民さんの目線でバスに乗ったら一番よく分かるんだということもあったわけですけども、やっぱり市長がバスを通勤で通ってる、これは広告をするには非常に適しているというふうに思いますね。実は、友達にこの話を、今から7年ぐらい前でしたか、やったんですよ。市長がずっとバスで通勤してる。そしたらその友人も会社へバスで通勤し出したんです。今はもう退職しましたのでそういう話はないんですけど、実はそれを言ってから6年ほどずっとやってました。そのときにやっぱりよかった、そんな話がありましたね。

ですので、このバスについては維持について非常に大きな問題があると思います。乗らない、そうするとバスを減らしていく、そういうことがありますけど、やっぱり必要な人にとっては重要なことですので、少しバスから離れますけども、兵庫県にあるんですけど、北条町の駅があるんです。これは電車の話ですけど、そこに大きな垂れ幕がかかってまして、電車で1年に1回は乗ろう、1か月に1回は乗ろうと書いてあるんです。それはどうしてかといいますと、国鉄であった電車を第三セクターで兵庫県とその自治体で運営をし出したんです。それは朝と夕の子どもたち、学生が乗る、その路線をなくせない、そういう形でやって、今もそんな形で地元の人なんか非常に応援してます。線路の枕木に名前が全部書いてあって、それを寄附を募って、そういった中で運営費を賄っている。それが全てではないです。しかしながら、必要であるということをやっぱり求めたときに、やはり何かの取組をしないといけないなというふうに私は思ってますので、いろいろ参考にして、ちょっとその状況、そのやり方を検討していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

失礼しました。この頃この並べてるのがどンドンずれていきまして、大変申し訳ございません。失礼いたしました。

それでは131ページ、市税収納管理事業の12委託料、WEB口座振替受付サービス導入委託料についてお聞きしたいと思います。

まず、この費用に275万円が計上されていますが、このWEB口座振替受付サービスの内

容についてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 答弁。

納税担当課長。

○富尾穰史総務部税務室納税担当課長 納税担当課長の富尾です。

WEB口座振替受付サービスにつきましては、市税の口座振替受付について、納税者が金融機関や市役所の窓口に出向くことなく、スマホやパソコンからインターネットを通じて申込みができる仕組みを導入するものです。従来の紙による申込みとは異なり、スピーディーかつ印鑑が不要で24時間いつでも手続が可能となるものです。納税者の利便性の向上に加え、口座振替利用の促進による確実な市税収納確保や事務効率化を目的とするものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

それでは、次に市税において、納税義務者に占める口座振替加入者の割合について近年どのように推移しているのか、また、キャッシュレス納付等様々な納付方法がある中で、口座振替に注力する理由についてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 納税担当課長。

○富尾穰史総務部税務室納税担当課長 納税担当課長の富尾です。

過去3年間の口座振替加入率につきましては、令和4年度が22.6%、令和5年度が22.5%、令和6年度が21.8%と減少傾向にあり、現状の口座振替手続では、納税者が市役所や金融機関に出向くか郵送による書類の提出が必要であることや、アプリ決済等キャッシュレス納付の進展が要因の一つであると分析しております。

また、市税収納を取り巻く環境の変化として、金融機関においては、事務効率化のため窓口での公金の取扱い停止が相次いでいる状況にある中、市民にとってもより便利で確実な納期内納付の実現に向けた取組を行おうとするものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

では、この受付サービスを導入することによる費用対効果についてお聞きします。

○関戸繁樹委員長 納税担当課長。

○富尾穰史総務部税務室納税担当課長 納税担当課長の富尾です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

導入の効果として、大きく3つ挙げられます。

1つ目が住民サービスの向上及びDXの推進です。スマホやパソコンから24時間いつでも手続きが可能となり、印鑑レスで即時に解決し、市民の利便性の向上に寄与するものです。

2つ目はコスト削減です。処理に係る人件費、紙印刷代、郵便代等の費用の削減が見込まれます。

3つ目は納期内納付の推進です。手続きが簡単にできることから、口座振替加入率の増加が見込まれ、納期内納付を含めた歳入の確保が図られます。

次に、費用面については、初期費用として導入費用や金融機関の初期設定費用が必要となりますが、人件費等のコスト削減効果や徴収率向上により実質経費の縮減が見込まれますことから、導入後数年で回収ができると想定しており、持続可能な施策であると考えております。なお、先進して導入した市町村においても同じ効果が見込まれると確認しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

様々なメリットがあるというふうなお話なんですけども、導入後、納税者の方々にいかに利用してもらえるかと、こういう点が非常に重要ですので、市民へ周知が重要であるというところですね。せっかく新たな取組を行っても、このような便利なサービスがあることを認知してもらわないと、残念な結果になってしまうと。

それでは、導入する際にどのように市民周知を行っていこうと考えてるのかをお聞きします。

○関戸繁樹委員長 納税担当課長。

○富尾穰史総務部税務室納税担当課長 納税担当課長の富尾です。

委員御指摘のとおり、市民への周知は大変重要であると考えております。

周知方法としましては、広報いずみや市ホームページ、市公式LINEをはじめとして、SNSの活用を図ってまいります。

加えまして、このサービスは金融機関にとっても事務の効率化が図られますことから、各金融機関に制度説明を行いまして、窓口で納付に来られた納税者に対し、WEB口座振替受付サービスの活用を勧奨していただくよう依頼してまいりたいとも考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

意見を述べさせていただきます。

本事業については、市民の利便性向上と事務効率化の両面から一定の意義があるというふうに思うわけですが、健全な財政運営にもつながる取組であるというふうに追加して理解しております。導入は丁寧な周知と効果検証を行いながら、適切に運用していただきたいということです。また、他市との情報、そういった交換もして進められてるということです。一層前向いて進んでいただくことを要望いたしまして、意見とさせていただきます。

ありがとうございます。

○関戸繁樹委員長 他に質疑の発言はございませんか。

遠藤副委員長。

○遠藤隆志副委員長 ありがとうございます。

私のほうから、予算関連議案の第13号及び14号について質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、議案第13号 和泉市特別職の職員の給与に関する条例を改正する条例制定について及び議案第14号 和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてお伺いをいたします。

提案理由を確認いたしますと、「和泉市特別職報酬等審議会の審議内容を勘案し」とありますが、それではまずこの審議会の委員構成について教えていただけますでしょうか。

○関戸繁樹委員長 答弁。

人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

和泉市特別職報酬等審議会条例第4条により、審議会は委員7人以内で組織するものとし、学識経験者、和泉市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから、必要の都度市長が委嘱するものとしております。

令和7年度に開催した審議会では、学識経験者として大学教授が2名、税理士が1名、公共的団体等の代表者として和泉市社会福祉協議会会長、和泉市町会連合会会長、和泉商工会議所会頭の3名、その他住民として市民公募により決定した委員が1名で、計7名の委員構成となっております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 遠藤副委員長。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○遠藤隆志副委員長 審議会委員の構成については分かりました。

それでは、審議会において具体的にどのようなことが議論され、今回の答申結果につながったのかについて教えてください。

○関戸繁樹委員長 人事課長。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

本市の特別職給料月額、議員報酬は平成9年以降改定されていない状況で、特別職給料、議員報酬が現状に合ったものであるかの検証をした結果、特別職や議員の職務、職責に応じた処遇として増額改定が適切という見解に至りました。

その上で、増額する改定率につきましては、一般職員の給料改定率や物価の上昇率、人口規模が近接する他団体の水準に均衡させた額など、複数のパターンを比較検討した結果、最終的には平成29年に本審議会の議論を経て特別職の給料月額を据置きとする判断があったことを踏まえ、それ以降の部長級の給与水準の変動率を基に、12%の増額が妥当との答申につながったものでございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 遠藤副委員長。

○遠藤隆志副委員長 ありがとうございます。よく分かりました。

先ほどお示しいただいた有識者7名の報酬審議会委員において、特別職給料、議員報酬が現状に合ったものであるか検証した結果、特別職や議員の職務、職責に応じた処遇として、増額改定が適切という見解に至ったということについて確認をすることができました。

また、午前中の議論の中で、議員報酬については議長から報酬審議会に対して諮問の依頼をしたということ、そしてこの依頼することに対して反対の意見や意思表示はなかったものと記憶をいたしております。ということで、今回の報酬審議会への諮問については議会の総意であるということも併せて確認をすることができました。

以上のことから、私もいま一度自身の考え方というのをしっかり整理していきたいなというふうに思っております。

質問を終わります。ありがとうございます。

○関戸繁樹委員長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、第1款議会費、第2款総務費並びに関連議案第12号、第13号、第14号、第15号の質疑を終了いたします。



◎延会宣告

○関戸繁樹委員長 お諮りいたします。

本日の審査はこれをもちまして延会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き委員会を開催いたしますので、定刻御参集願います。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

(午後 3 時41分延会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 関 戸 繁 樹